

# 令和6年度 西東京市補助金・負担金の概況

令和8年2月



## 目 次

企画部	企画政策課／秘書課／広報プロモーション課／情報システム課	1	ページ
総務部	総務課／職員課／契約課／危機管理課	3	ページ
市民部	市民課／保険年金課／市民税課／資産税課／納税課	7	ページ
健康福祉部	地域共生課／高齢者支援課／障害福祉課／健康課	12	ページ
子ども若者部	子ども若者応援課／幼児教育・保育課／児童青少年課／子ども家庭課	22	ページ
生活文化スポーツ部	文化振興課／スポーツ振興課／産業振興課／協働コミュニティ課	30	ページ
みどり環境部	みどり公園課／環境政策課／資源循環推進課	37	ページ
まちづくり部	都市計画課／住宅課／交通課／建築指導課	39	ページ
都市基盤部	道路課／用地課／下水道課	44	ページ
教育部	教育企画課／学務課／教育指導課／教育支援課／地域学習推進課／公民館／図書館	46	ページ
議会事務局		55	ページ
選挙管理委員会事務局		57	ページ
会計課		58	ページ
監査委員事務局		58	ページ
農業委員会事務局		59	ページ

◆本資料に掲載した各事業に関するご質問等は、直接、各所管課にお問い合わせください。

西東京市役所042-464-1311（代表）

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象		根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体			対象数	国庫支出金	都支出金	その他		一般財源
1	多摩六都科学館組合負担金	多摩北部地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市）住民の生涯学習の推進を図り、圏域の文化の振興に寄与することを目的とする。	多摩六都科学館の管理及び運営	多摩六都科学館の管理及び運営に係る経費の一部を負担する。		○	1 団体	多摩六都科学館組合格約	112,979,000	0	2,246,000	0	110,733,000	企画部 企画政策課
2	多摩北部都市広域行政圏協議会負担金	多摩北部地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市）における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画及び広域行政圏の市民の生涯学習を推進するための事業を行う。	広域行政圏計画及び文化事業等共同事業の実施及び専門委員会の運営等	広域行政圏の市民の生涯学習を推進するための事業に係る経費の一部を負担する。		○	1 団体	多摩北部都市広域行政圏協議会規約	3,519,000	0	875,000	0	2,644,000	企画部 企画政策課
3	四市行政連絡協議会負担金	武蔵野市、三鷹市、小金井市及び西東京市の市長が、多様化する都市行政について、情報交換及び諸問題の協議を通じて各市の施策への一助とすることを目的とする。	多様化する都市行政について、情報交換及び諸問題の協議を行う。	四市行政連絡協議会に係る経費の一部		○	1 団体	四市行政連絡協議会規約	40,000	0	0	0	40,000	企画部 企画政策課
4	多摩北部広域子ども体験塾負担金	子どもに高度で大規模な感動体験を提供する。	圏域5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）と多摩六都科学館が連携して圏域内の小中学生を対象に様々な体験をしてみよう。	事業規模1,200万円 東京都市長会から8/10補助残りを圏域5市が各市の児童数に応じて負担		○	1 団体	多摩北部広域子ども体験塾実行委員会規約	10,162,800	0	0	0	10,162,800	企画部 企画政策課
5	全国市長会負担金	全国の各自治体間の連絡調整を図り、地方自治体の興隆・繁栄に寄与する。	市政に関し、中央・地方の連絡調整を図るとともに、内閣または国会に対する意見・具申を行う。	分担金915,000円 1 人口20万人～30万人未満の均等割額 50,000円 2 人口区分割額 865,000円		○	1 団体	全国市長会会則	915,000	0	0	0	915,000	企画部 秘書課
6	東京都市長会負担金	各市間の連絡調整を図り、市政の円滑な運営と向上を期し、自治発展に寄与する。	行政及び財政に関し、国や都に対する要望活動等の事業を行う。	分担金3,365,000円 1 一般分担金（第1期分）1,384,000円 2 一般分担金（第2期分）及び軽自動車税等取扱分担金 1,981,000円		○	1 団体	東京都市長会会則	3,365,000	0	0	0	3,365,000	企画部 秘書課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
7	各種研究会及び臨時負担金	市長及び副市長が出席する会議等の参加費	全国の市長及び副市長の研修・視察・情報交換等を目的とする会議	1 全国都市問題会議参加費 26,000円（2名） 2 東京都市長会会議及び意見交換会参加費 10,000円（2名） 3 全国史跡整備市町村協議会参加費 10,000円（1名） 4 スマートウエルネスシティ首長研究会参加費 16,000円（2名）		○	4 団体	全国市長会会則 東京都市長会会則 全国史跡整備市町村協議会大会開催要項	62,000	0	0	0	62,000	企画部 秘書課
8	全国市長会関東支部負担金	関東地区の自治体間の連絡調整を図り、市政に関し諸般事項を調査し、各市の発展に寄与する。	市政に関し、中央・地方の連絡調整を図るとともに、内閣または国会に対する意見・具申を行う。	分担金40,000円		○	1 団体	全国市長会関東支部規則	40,000	0	0	0	40,000	企画部 秘書課
9	日本広報協会負担金	国、地方自治体その他公共の利益に資することを目的として設置された団体、組織等が、その活動の基盤となる情報発信、情報収集、コミュニケーション等をより効果的・効率的に行うための広報・広聴活動を支援し、向上を図ることを目的としている。	日本広報協会の主な事業 1. 広報・広聴活動に関する調査・分析・研究とその公表及び公開に関する事業 2. 団体、組織等の要員の能力開発に関する事業 3. 広報・広聴活動の企画・立案・実施を支援する事業 4. 広報・広聴活動に関する評価・顕彰事業	人口10万人以上の市 42,000円		○	1 団体	公益社団法人 日本広報協会	42,000	0	0	0	42,000	企画部 広報プロモーション課
10	地方公共団体情報システム機構負担金	マイナンバーを始め全国自治体の情報システムに関する総合的な支援を行い、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。	地方公共団体情報システム機構の運営に係る負担金	市及び特別区人口20万人以上25万人未満（270,000円）		○	1 団体	地方公共団体情報システム機構定款	270,000	0	0	0	270,000	企画部 情報システム課
11	東京電子自治体共同運営負担金	都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図る。	協議会運営に係る技術的、専門的知識を要する技術支援業務と情報セキュリティ業務	電子自治体共同運営協議会に係る経費の一部負担		○	1 団体	東京電子自治体共同運営協議会規約	838,000	0	0	0	838,000	企画部 情報システム課
12	社会保障・税番号制度中間サーバプラットフォーム交付金	マイナンバー情報連携における、地方公共団体において整備が必要な中間サーバについて、自治体中間サーバプラットフォームを活用し整備を図る。	自治体中間サーバプラットフォームに係る負担金	市及び特別区人口30万人未満（3,937,000円）		○	1 団体	地方公共団体情報システム機構定款	8,857,000	4,920,000	0	0	3,937,000	企画部 情報システム課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
13	東京市町村総合事務組合負担金（管理分）	東京都全39市町村の住民の福祉を増進するために必要な連絡、調整、相互協力及び共同処理する事務事業の用に供する。	自治会館の管理運営等を行う同団体に負担金を支出する。			○	1 団体	東京市町村総合事務組合規約	3,174,000	0	0	0	3,174,000	総務部 総務課
14	東京都市統計協議会負担金	国又は地方行政の基礎資料である統計の重要性に鑑み、確実な諸資料を作成供与するため各市の相互連携と協力を図る。	確実な統計資料を作成供与するため各市の相互連携と協力を図る同団体に負担金を支出する。			○	1 団体	東京都市統計協議会会則	5,000	0	0	0	5,000	総務部 総務課
15	防火管理研究会負担金（田無庁舎）	各事業所における自主防火管理体制の確立を図り、災害の未然防止と防火管理意識の高揚を図るとともに、会員相互の連絡協調及び地域の連携を目的とする。	防火に関する各種研修・講習会の参加、自衛消防隊への指導・助言の依頼、防火防災訓練への指導依頼	本会の目的を達成するために行う事業等に要する経費について、年に一度会員である各事業所が負担するもの。 月額500円×12月			○	1 団体	西東京防火管理研究会会則	6,000	0	0	6,000	総務部 総務課
16	安全運転管理者負担金	交通事故を防止するため、安全運転管理者等の所属する事業所の安全運転管理の確立ならびに会員相互の研鑽と親睦を図る。	1 交通安全対策に関する調査研究事項 2 安全運転管理者等の教養、研修事項 3 関係機関、団体ならびに会員との連絡事項 4 会員相互の親睦に関する事項 5 その他本会の目的達成に必要な事項	本会を運営するための年会費として年に一度会員である各事業所が10,000円の負担をするもの。			○	1 団体	田無地区安全運転管理者部会会則	10,000	0	0	10,000	総務部 総務課
17	安全運転管理者講習会負担金	自動車を使用する企業において、自動車の安全な運転を確保するため、正・副安全運転管理者を対象とした講習会の参加料を負担する。	正・副安全運転管理者を対象とした講習会の参加	講習会を受講する安全運転管理者1名につき4,500円、副安全運転管理者1名につき3,000円を負担するもの。			○	1 団体	道路交通法第108条の2第1項第1号	25,500	0	0	25,500	総務部 総務課
18	東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会負担金	固定資産評価審査事務の必要事項の調査、研究、協議等を行い、審査事務の公平円滑化を期する。	評価審査事務に関する協議会	2,000円×5人			○	1 団体	東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会規約	10,000	0	0	10,000	総務部 総務課
19	固定資産評価審査委員会運営研修会負担金	委員及び事務局職員の研修を行い、円滑な運営及び資質の向上に資する。	固定資産税制度等に関する研修	1,000円×4人			○	1 団体	財団法人資産評価システム研究センター研修計画	4,000	0	0	4,000	総務部 総務課
20	東京市町村総合事務組合負担金（研修分）	職員の能力開発・向上・育成のための職員研修費用の負担	東京市町村職員研修所が行う職員研修事業に対して負担金を支出する。	職員割6,082千円 均等割1,155千円			○	1 団体	・東京市町村総合事務組合規約 ・西東京市職員研修規則	7,237,000	0	0	7,237,000	総務部 職員課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
21	各種研修負担金	職員の能力開発・向上・育成のための職員研修費用の負担	他機関派遣研修等に係る経費を助成する。	他機関への派遣研修等に要する参加費や受講料の実費	○		各種研修負担金 32件 第4ブロック共同研修負担金 1件	西東京市職員研修規則	770,800	0	0	0	770,800	総務部 職員課
22	職員福利厚生費交付金	互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	8,300円×1,026人 （一般会計のみ）	○		1 団体	西東京市職員互助会に関する条例、西東京市職員互助会交付金要綱	6,216,633	0	0	0	6,216,633	総務部 職員課
23	東京都教職員互助会交付金	都から派遣されている教育委員会教育指導課職員の互助会事業の運営を助成する。	都から派遣されている教育指導課職員2人分の交付金	給料月額×1.3/1000×2	○		1 団体	職員派遣に関する協定	44,676	0	0	0	44,676	総務部 職員課
24	東京都人材支援事業団交付金	都から派遣されている職員の福利厚生事業の運営を助成する。	都から派遣されている職員3人分（教育指導課2人分を含む）の交付金	費用負担対象事業の執行実績×西東京市の在籍会員数÷当該事業の利用可能会員数	○		1 団体	職員派遣に関する協定	11,933	0	0	0	11,933	総務部 職員課
25	東京都市町村公平委員会負担金	公平委員会の効率的かつ安定的な審理体制を確保し、さらなる職員の利益の保護と公正な人事権の行使の確保を図る。	1. 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。 2. 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 3. 前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。 4. 前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属しめられた事務	職員数割1,413千円 均等割35千円	○		1 団体	東京都市町村公平委員会共同設置規約	1,448,000	0	0	0	1,448,000	総務部 職員課
26	自己啓発経費助成金	職員の勤務能率の発揮及び増進等を目的とした、自己啓発に係る経費の助成	通信教育研修、資格取得、自主研究グループ活動に係る経費を助成する。	・通信教育研修：講座修了を条件に講座受講料の2分の1を助成 ・資格取得：資格取得を条件として2万円を上限に受験料等の2分の1を助成 ・自主研究グループ活動：自主研究グループの活動に係る経費を5万円を上限に助成	○		資格取得 2件 自主研究グループ活動 1件	・西東京市職員研修規則 ・西東京市職員自己啓発経費助成金交付要綱	55,000	0	0	0	55,000	総務部 職員課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
27	電子調達情報提供負担金	電子調達システムを使用し、契約事務及び検査事務の円滑な執行を行うため。	都内区市町村等が共同で東京電子自治体共同運営協議会を運営し、電子調達システムの利用を行っており、本システムを使用して電子による入札参加資格審査、入札を実施している。	電子調達サービスの利用に伴う負担金 【経営事項審査データ取得に係る負担金】55,016円 【CORINSデータ利用に係る負担金】6,608円		○	1 団体	東京電子自治体共同運営協議会規約	61,624	0	0	0	61,624	総務部 契約課
28	防火管理研究会負担金 （保谷庁舎）	各事業所における自主防火管理体制の確立を図り、災害の未然防止と防火管理意識の高揚を図るとともに、会員相互の連絡協調及び地域の連携を目的とする。	防火に関する各種研修・講習会の参加、自衛消防隊への指導・助言の依頼、防火防災訓練への指導依頼	本会の目的を達成するために行う事業等に要する経費について、年に一度会員である各事業所が負担するもの。 月額500円×12月		○	1 団体	西東京防火管理研究会会則	6,000	0	0	0	6,000	総務部 危機管理課
29	防犯協会補助金	地域における犯罪及び少年非行の防止等、明るい住み良い街づくりに貢献する。西東京市防犯協会が実施する防犯活動に対して、補助金を交付することにより、市民生活の安全確保に資することを目的とする。	各種犯罪防止及び少年非行の防止のための広報活動・街頭活動（キャンペーン）・防犯パトロール活動をする。	防犯講演会、地区防犯座談会、駅頭防犯キャンペーン、非行防止少年野球大会、広報車による巡回広報など、各種防犯活動に必要な経費について補助する。		○	1 団体	西東京市防犯協会補助金交付要綱	1,318,000	0	0	0	1,318,000	総務部 危機管理課
30	防犯活動団体補助金	市内で防犯活動を行うために自主的に設立された防犯活動団体に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、防犯活動の活性化を推進することを目的とする。	市内の防犯パトロールや声かけ運動などに必要な防犯活動資器材・施設使用料・印刷製本費・物品の購入経費・講演会等の講師に対する謝礼の一部を補助する。	各団体が購入した防犯活動資器材等の費用の2分の1以内、1 団体上限20万円		○	9 団体	西東京市防犯活動団体補助金交付要綱	115,458	0	0	0	115,458	総務部 危機管理課
31	消防委託負担金	自治体ごとの単独消防では、消防力の有機的機能が発揮できないなどの理由により、消防に関する事務を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都に委託する。	消防に関する事務で、非常備消防及び消防水利を除く事務委託に係る負担金。	地方交付税法第11条の規定により算出する委託市町村の負担額に基づき算出した額		○	1 団体	消防事務委託に関する規約	2,187,570,000	0	505,760,000	0	1,681,810,000	総務部 危機管理課
32	三多摩地区消防運営協議会負担金	消防事務委託に伴う三多摩地区の常備消防の運営に関する都の消防計画について、知事に意見を具申し、当該地区における消防行政の円滑な運営と消防力の強化を期する。	消防事務を委託した東京都の市町村長及び議会議員をもって組織している。	会員市均等負担5,000円		○	1 団体	東京都三多摩地区消防団運営協議会会則	5,000	0	0	0	5,000	総務部 危機管理課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
33	西東京防火防災協会補助金	西東京防火防災協会が実施する防火防災活動に対して、協会の負担を軽減し、もって災害のない安全で住み良いまちづくりの確保に資する。	防火防災協会の主催又は他の団体等との共催による災害予防活動又は協会運営のための事務費等に対し交付する。	予算の範囲内で補助 475,000円		○	1 団体	西東京防火防災協会補助金交付要綱	475,000	0	0	0	475,000	総務部 危機管理課
34	消防団運営交付金	消防団の円滑な維持運営を実現し、自治体消防活動の責務を果たす。	消防団の会議、訓練・研修等及び消防団の維持運営に関する経費に対し交付する。	本部運営費 350,000円+12,000円×244名 分団運営費 450,000円×12個分団		○	13 団体	西東京市消防団運営交付金交付要綱	8,271,200	0	0	0	8,271,200	総務部 危機管理課
35	消防団員災害補償等市町村負担金	東京都市町村消防団員等公務災害補償条例に基づき、団員等が公務上の災害を受けた場合にその災害によって生じた損害を補償し、合わせて被災団員及びその遺族の生活安定と福祉向上に寄与する。	団員への公務災害補償制度、退職報償金制度等に係る負担金	損害補償費負担金 1,189,458円 退職報償金負担金 4,684,800円 消防事務費負担金 725,858円 賞じゅつ金市町村負担金 36,600円		○	1 団体	東京都市町村消防団員等公務災害補償条例 東京市町村総合事務組合規約	6,636,716	0	0	0	6,636,716	総務部 危機管理課
36	東京都消防協会負担金	都内消防団相互の連絡協調並びに消防団員の知識等の向上及び福利厚生を図るとともに、東京都が行う消防諸行事に参加協力し、消防思想の普及を徹底し災害を未然に防止し、もって人類共同の福祉増進に寄与する。	都内消防団をもって組織している。	各団均等割 34,111円 定員割 55,128円 世帯割 35,166円 ≒124,000円		○	1 団体	一般社団法人東京都消防協会定款	124,000	0	0	0	124,000	総務部 危機管理課
37	三多摩消防団連絡協議会負担金	三多摩地区内消防相互の連絡協調並びに消防団員の消防知識向上及び福利厚生を図り、消防団の活動を強化するとともに、消防思想の普及等に寄与する。	三多摩地区内市町村消防団長及び副団長をもって組織している。	各団均等割会 30,000円 人員割（正副団長4名、事務局1名） 10,000円×5 団長研修（団長、事務局1名） 22,000円×2		○	1 団体	東京都三多摩地区消防団連絡協議会規約	124,000	0	0	0	124,000	総務部 危機管理課
38	北多摩地区消防団連絡協議会負担金	地区内消防団の連絡協調と団員の福祉増進並びに消防技術の向上を図り、消防団活動を強化するとともに、消防思想を普及し、住民共同の福祉に寄与する。	北多摩地区消防団をもって組織している。	各団均等割160,000円		○	1 団体	東京都北多摩地区消防団連絡協議会会則	160,000	0	0	0	160,000	総務部 危機管理課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
39	消火栓新設及び移設等負担金	市町村はその区域内に消火栓を設置した水道業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用、その他その水道が消防用に使用されることとともない増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、協議により相当額を補償し、消防活動に必要な最低限の消防水利の充足に努める。	消火栓の設置、維持管理等の費用を負担する。	管理費29,547,653円 水利用補償金283,608円		○	1 団体	消防法、水道法、地方公営企業法施行令	38,460,940	0	0	0	38,460,940	総務部 危機管理課
40	震災用井戸保存助成金	震災用井戸について、その維持管理に必要な経費の一部を負担することにより、当該井戸の適正な保存を図り、震災時その他水道用水の補給が困難となった場合において、市民の生活用水の確保を図る。	要綱に基づき、震災用井戸に指定された所有者に助成する。	毎年予算の範囲内 1件3,300円		○	156件	西東京市震災用井戸保存助成費交付要綱	514,800	0	0	0	514,800	総務部 危機管理課
41	防災市民組織補助金	地域における防災活動の促進を図るため、自主的に設立された防災市民組織に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助する。	防災市民組織の防災資器材等購入経費について交付する。	購入経費の1/2の額（上限20万円）。ただし、申請額が予算額を上回った場合は、補助額を調整する。		○	27団体	西東京市防災市民組織補助金交付要綱	2,477,973	0	0	0	2,477,973	総務部 危機管理課
42	北多摩地区消防大会負担金	地区内消防団員の志気高揚と防災体制の確立を図るため。	北多摩地区消防団をもって組織している。	各団均等割50,000円		○	1 団体	東京都北多摩地区消防団連絡協議会会則	50,000	0	0	0	50,000	総務部 危機管理課
43	管理費及び修繕積立負担金	ひばりヶ丘駅前出張所の施設の管理に要する経費に充てる。	敷地、全体共用部分等の通常の管理に要する経費（管理費）及び特別の管理に要する経費（修繕積立金）に充当			○	1 団体	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律	1,064,281	0	0	0	1,064,281	市民部 市民課
44	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	戸籍並びに住民基本台帳に関する諸法令の研究及び改善、進歩を図る。	戸籍・住民基本台帳制度の運用に係る意見交換及び職員対象の初級・中級研修会等の開催			○	1 団体	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会会則	7,000	0	0	0	7,000	市民部 市民課
45	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部負担金	戸籍並びに住民基本台帳事務について研究協議し、適確な事務処理及び能率化を図る。	各ケースの研究及び研究会の開催			○	1 団体	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部規約	2,000	0	0	0	2,000	市民部 市民課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
46	コンビニ交付運営負担金	コンビニ交付導入により、市民サービスの向上と窓口業務の負担低減を図る。	個人番号カードを利用して全国の主要なコンビニエンスストアで証明書等（住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・課税非課税証明書・戸籍の附票）が取得できる。			○	1 団体	証明書等自動交付サービス契約約款による団体規模運営負担金	4,787,037	0	0	0	4,787,037	市民部 市民課
47	職員福利厚生費交付金	職員の福利厚生のための互助会事業への助成を目的とする。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成			○	1 団体	西東京市職員互助会に関する条例	132,013	0	0	0	132,013	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
48	東京都国民健康保険団体連合会保険者負担金	東京都国民健康保険団体連合会事業の運営費の負担	東京都全市区町村で連合会運営費を負担する。			○	1 団体	国民健康保険法	3,756,968	0	0	0	3,756,968	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
49	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する。	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	単価1人当たり1.8円。介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険で按分		○	1 団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	5,674	0	0	0	5,674	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
50	療養給付負担金（一般被保険者療養給付費）	病気等で医療機関にかかった費用の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	東京都国保連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。			○	1 団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	10,287,809,413	326,000	10,287,482,013	0	1,400	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
51	療養費負担金（一般被保険者療養費）	病気等で医療機関にかかった費用の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	被保険者の一部負担を超えた額を被保険者に支給する。			○	1 団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	140,932,792	0	140,932,792	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
52	高額療養費（一般被保険者）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者の一部負担が限度額を超えた場合、超えた額を被保険者に支給する。			○	1 団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	1,559,038,267	0	1,559,038,267	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
53	高額介護合算療養費（一般被保険者）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者世帯の年間の一部負担及び介護を合算した額が限度額を超えた場合、超えた額を按分し被保険者に支給する。			○	1 団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	1,729,416	0	1,729,416	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
54	出産育児一時金	保険者は、被保険者が出産等した場合、保険給付として支給する。	被保険者が出産（死産・流産）した場合、請求により保険給付として支給する。	1人488,000円。 産科医療補償制度加入分娩機関12,000円加算	○		79人	国民健康保険法	38,980,014	0	0	0	38,980,014	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
55	葬祭費	保険者は、被保険者が死亡した場合、保険給付として支給する。	被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った人からの申請により保険給付として支給する。	1人50,000円	○		189人	国民健康保険法	9,450,000	0	0	0	9,450,000	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
56	結核・精神医療給付金（一般被保険者）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、患者負担の軽減を目的とする。	東京都国保団体連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。		○		1団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	20,439,636	0	20,439,636	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
57	医療給付費分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。		○		1団体 （東京都）	国民健康保険法	4,485,968,068	0	168,544,000	8,462,290	4,308,961,778	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
58	後期高齢者支援金等分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。		○		1団体 （東京都）	国民健康保険法	1,502,782,658	0	0	0	1,502,782,658	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
59	介護納付金分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。		○		1団体 （東京都）	国民健康保険法	555,765,405	0	0	0	555,765,405	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
60	特定健康診査・特定保健指導国保連負担金	東京都国保連合会が行う特定健康診査・特定保健指導に関する事務に要する費用を会員が負担する。	東京都国民健康保険団体連合会 東京都の国保保険者の補助により運営		○		1団体	高齢者の医療の確保に関する法律	3,503,875	0	0	0	3,503,875	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
61	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の休業中の生活を保障することを目的とする。	給与収入を受けている被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方に傷病手当金を支給する。		○		1人	国民健康保険法	20,748	0	0	0	20,748	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
62	オンライン資格確認等システム運営負担金	医療機関がマイナンバーカードから被保険者の資格情報をオンラインで確認することを目的とする。	国民健康保険中央会が運営するオンライン資格確認等システムに係る負担金	国から示される運営負担金月額単価×前年度3月末現在の被保険者数×12月	○		1団体 （国民健康 保険中央 会）	国民健康保険法	1,354,812	0	0	0	1,354,812	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
63	移送費	移動困難な被保険者が、医師の指示により、緊急その他やむを得ず医療機関に移送された場合申請により支給する。	支給要件に該当する場合に、申請により移送費として支給する。		○		1人	国民健康保険法	9,350	0	9,350	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
64	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する。	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	単価1人当たり1.8円。介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険で按分		○	1 団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	25,265	0	0	0	25,265	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
65	葬祭費	被保険者が死亡したときに、当該被保険者の葬祭を行ったものに対し、葬祭費の一部を助成することにより当該被保険者の属する世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。	被保険者が死亡した場合、その葬祭を行なった人からの申請により保険給付として支給する。	1人50,000円		○	1,480人	西東京市後期高齢者医療に関する条例 西東京市後期高齢者医療葬祭費助成事業実施要綱	74,000,000	0	0	74,000,000	0	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
66	療養給付費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	病気等で医療機関にかかった費用額のうち、自己負担を除く医療費についての負担金			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	1,753,501,386	0	0	0	1,753,501,386	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
67	保険料等負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が被保険者から徴収する保険料に係る負担金			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	2,818,957,017	0	0	2,818,957,017	0	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
68	保険基盤安定負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	低所得者等に対する保険料軽減措置に係る負担金	都負担分3/4 市負担分1/4 都支出金は一般会計歳入		○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	448,615,885	0	336,461,913	0	112,153,972	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
69	広域連合事務費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	広域連合の運営に必要な事務費等に係る負担金			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	96,692,159	0	0	0	96,692,159	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
70	保険料軽減措置負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	保険料軽減措置に係る負担金			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	154,361,368	0	0	0	154,361,368	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
71	前年度保険料等負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が被保険者から徴収する保険料に係る負担金（前年度精算分）			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	22,612,030	0	0	0	22,612,030	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
72	前年度葬祭費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が死亡した場合に支給する葬祭費に係る負担金（前年度精算分）			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	309,740	0	0	0	309,740	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
73	東京税務協会負担金	地方公共団体における税財政の制度及び実務の研究、税財政関係資料の蒐集及び提供、税務職員的能力向上のための支援並びに税知識の普及啓発等を行い税務行政の円滑な運営に貢献し、もって地方財政の確立及び住民の豊かで安定した生活の実現に寄与することを目的とする。	・地方税財政の制度に関する調査研究 ・講演会、研修会の実施等 ・研究雑誌、図書及び印刷物等の頒布 ・納税者に対する税知識の普及啓発	東京都及び区市町村が負担する同協会の分担金を市町村が均等割額と税収割額によりその6分の1を負担する。		○	1 団体	公益財団法人東京税務協会定款	85,400	0	0	0	85,400	市民部 市民税課
74	地方税共同機構負担金	地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的とする。	・エルタックス（地方税ポータルシステム） ・国税連携（確定申告データを電子データとして市町村に送信） ・年金特徴の經由機関連務	基礎負担金 244,000円 電子申告等関係費負担金 8,617,000円 eLTAX次期更改準備資金 188,000円 国税連携関係費負担金 746,000円 經由機関連務関係費負担金 328,000円 扶養親族等申告書刷成負担金 11,930円		○	1 団体	地方税共同機構負担金規程	10,134,930	0	0	0	10,134,930	市民部 市民税課
75	地方税共同機構負担金（車体課税）	地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的とする。	・OSS共同利用化システムの開発、運用及び維持管理 ・自動車税等納付確認システムの開発、運用及び維持管理	各年度に要する車体課税関係費総額から都道府県の車体関係費負担金を差し引いた額を各市区町村の軽自動車に係る台数で割った金額		○	1 団体	地方税共同機構負担金規程	459,000	0	0	0	459,000	市民部 市民税課
76	資産評価システムセンター負担金	資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究等を行い、もって国、地方公共団体等の諸施策の推進に資することを目的とする。	・調査研究事業 ・研修事業 ・情報収集提供事業 ・評価の均衡化・適正化推進事業	『人口20万人以上50万人未満の市』に該当する為 120,000円		○	1 団体	財団法人資産評価システム研究センター会員規程	120,000	0	0	0	120,000	市民部 資産税課
77	共同収納手数料負担金	地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的とする。	・エルタックス（地方税ポータルシステム）	共同収納手数料負担金		○	1 団体	地方税共同機構負担金規程	1,960,105	0	0	0	1,960,105	市民部 納税課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
78	軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金	環境性能に優れた自動車の普及等により、自動車による環境負荷の低減を図るとともに、地方の財源確保に資する税制上の仕組みを構築する。	軽自動車を取得したときに課税される税。当分の間は東京都が賦課徴収を行う。	払込額に100分の5を乗じて得た金額		○	1 団体	地方税法附則第29条の16及び地方税法施行令附則第15条の2の4	528,030	0	0	0	528,030	市民部 納税課
79	社会を明るくする運動実施委員会補助金	罪を犯した者の更生に理解を深め、明るい社会を目指す同会の運営費を補助することにより福祉の向上を目指す。	同会の事業費（需用費、使用料及び賃借料等）に関する経費を補助	西東京市社会を明るくする運動補助金交付要綱に基づく事業費の補助（補助基準額） 事業費60,000円		○	1 団体	西東京市社会を明るくする運動補助金交付要綱	48,000	0	0	0	48,000	健康福祉部 地域共生課
80	民生委員児童委員協議会補助金	本協議会の事業の運営に要する経費を補助することにより、同協議会の円滑な運営を図り、もって本市の地域福祉の推進に資することを目的とする。	同会の研修費、事務費等に関する経費 全国民生委員児童委員連合会会費の負担 東京都民生児童委員連合会連合会会費の負担	西東京市民生委員児童委員協議会運営費等補助金交付要綱に基づく本協議会の運営に要する経費の補助（補助基準額） 協議会運営事業費 246,000円 地区協議会活動事業費 1,180,000円  全国民生委員児童委員連合会負担事業：民生委員児童委員1人当たり年額700円 東京都民生児童委員連合会負担事業： 民生委員児童委員1人当たり年額5,400円		○	1 団体	西東京市民生委員児童委員協議会運営費等補助金交付要綱	2,284,000	0	2,284,000	0	0	健康福祉部 地域共生課
81	北多摩地区保護観察協会負担金	本協会の経費を負担することにより、北多摩地区内の犯罪予防更生事業の強化を図り、地域社会の健全育成に寄与するために、同地域内17市が負担金を支出する。	北多摩地区内の犯罪予防更生事業の強化を図り、地域社会の健全育成に寄与するために、同地域内17市が負担金を支出する。	管内の市の負担額 当該年度の前年の10月1日現在の人口（外国人住民数を除く）に7円を乗じた額		○	1 団体	北多摩地区17市の市長会にて負担額を決定した。	1,405,257	0	0	0	1,405,257	健康福祉部 地域共生課
82	北多摩北地区保護司会西東京分区補助金	本団体に補助金を交付することにより保護司の使命達成に資する事業及び活動を推進し、もって地域の犯罪・非行の予防に資する。	同会の研修費、広報費、事務費に関する経費	北多摩北地区保護司会西東京分区運営費等補助金交付要綱に基づく補助（補助基準額） 事務費85,000円 事業費275,000円		○	1 団体	北多摩北地区保護司会西東京分区運営費等補助金交付要綱	307,000	0	0	0	307,000	健康福祉部 地域共生課
83	地域社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助することにより住民参加の地域福祉活動を促進し、地域社会の福祉水準の向上を図る。	人件費、管理運営費、普及宣伝、福祉行事、低所得者世帯援護、在宅福祉サービスマニヤ、ふれあいのまちづくり推進事業等	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助金交付要綱に基づく社会福祉協議会運営事業費その他個別の事業に要する経費の補助		○	1 団体	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助要綱	175,902,000	0	3,400,000	0	172,502,000	健康福祉部 地域共生課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
84	シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センターの運営に要する経費の一部を補助することにより、健全な運営を確保し、高齢者の生きがいとしての働く場を提供し、もって高齢者福祉及び地域福祉の向上に寄与する。	運営事業（職員の任用、管理運営業務）、就業機会拡大支援事業	公益社団法人西東京市シルバー人材センターに対する運営費等補助金交付要綱に基づく運営費（人件費等）及び公益目的事業費の補助	○		1団体	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱 公益社団法人西東京市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱	45,160,255	0	12,495,000	0	32,665,255	健康福祉部 地域共生課
85	評価受審費補助金（社会福祉総務費）	東京都が実施している福祉サービス第三者評価システムを活用し、広く普及させ、もって利用者本位の福祉の実現を図り、市民の福祉の向上に資することを目的とし、補助金を交付する。	市内の福祉サービス提供事業者（都が定めた評価実施対象サービス）が都の認証評価機関による第三者評価を実施し、評価内容を公表することに同意した場合、交付要綱に基づき補助金を交付する。	市内の福祉サービス提供事業者が都の認証評価機関による第三者評価を受審した際の受審費の補助をする。 1 サービス上限15万円。ただし、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護は上限60万円	○		17事業所	・社会福祉法第78条（福祉サービス提供事業者の努力義務） ・西東京市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱	4,785,000	0	4,057,000	0	728,000	健康福祉部 地域共生課
86	後見等報酬助成費	後見等報酬費用の負担が困難な者に対し、後見人等に支払う報酬相当額を助成することにより、成年後見制度の推進を図り、もって判断能力が低下した者の権利を擁護する。	西東京市後見等報酬費用の助成等に関する要綱に基づき、市長申立てにより成年被後見人、被保佐人又は被補助人となった者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者、後見等報酬費用を支払うことにより生活保護法による保護の基準を下回る者に後見等報酬費用を助成する。	西東京市後見等報酬費用の助成等に関する要綱に基づく生活保護基準を上限とした報酬相当額の助成	○		12人	西東京市後見等報酬費用の助成に関する要綱	3,273,834	0	0	0	3,273,834	健康福祉部 地域共生課
87	社会福祉士実習指導者講習会負担金	社会福祉士資格取得の要件となる社会福祉士実習の実施にあたり配置が必要となる社会福祉士実習指導者講習会修了者を増員し、社会福祉士実習を実施することで、社会福祉士の育成に協力する。	庁内の社会福祉士実習指導者講習会受講資格のある職員が同講習会を受講する費用を負担する。	社会福祉士実習指導者講習会受講料の負担（実費・講習会実施主体の設定する受講料による）。	○		4人		45,000	0	0	0	45,000	健康福祉部 地域共生課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
88	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付 金（新たに非課税等と なる世帯分）	長引く物価高騰の影響を受けている生活者である西東京市民への支援のため、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯及び令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、臨時的な措置として贈与する西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（新たに非課税等となる世帯）を給付し、生活の支援を図ることを目的とする。	電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者への支援のため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税非課税となる世帯及び令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯）に対し、1世帯当たり10万円を給付するとともに、当該世帯内の扶養されている18歳以下の児童を対象として1人当たり5万円を加算して給付する。	西東京市電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金（新たに非課税等となる世帯）給付事務実施要綱に基づき、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯及び令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に給付 また、扶養している18歳以下の児童1人当たり5万円を給付	○		2,689件	西東京市電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金（新たに非課税等となる世帯）給付事務実施要綱	251,750,000	251,750,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課
89	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付 金（令和6年度非課税 世帯分）	長引く物価高騰の影響を受けている生活者である西東京市民への支援のため、令和6年度住民税非課税世帯に対し、臨時的な措置として贈与する西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯分）を給付し、生活の支援を図ることを目的とする。	電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者への支援のため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり3万円を給付するとともに、当該世帯内の扶養されている18歳以下の児童を対象として1人当たり2万円を加算して給付する。	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（令和6年度非課税世帯分）要綱に基づき、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付 また、扶養している18歳以下の児童1人当たり2万円を給付	○		18,852件	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（令和6年度非課税世帯分）要綱	551,070,000	551,070,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課
90	定額減税補足給付金 （調整給付分）	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、西東京市定額減税補足給付金（調整給付）を臨時的な措置として贈与し、生活の支援を図ることを目的とする。	デフレや物価高騰の影響を受けている生活者への支援のため、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方に対し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる額を給付する。	西東京市定額減税補足給付金（調整給付）給付事務実施要綱に基づき、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方に対し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる額を給付	○		28,210件	西東京市定額減税補足給付金（調整給付）給付事務実施要綱	1,099,720,000	1,099,720,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
91	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付 金（追加分）（繰越明 許費）	長引く物価高騰の影響を受けている生活者である西東京市民への支援のため、特に家計への影響が大きい低所得の世帯に対し、臨時的な措置として贈与する西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）を給付し、生活の支援を図ることを目的とする。	電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者への支援のため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり7万円を給付するとともに、当該世帯内の扶養されている18歳以下の児童を対象として1人当たり5万円を加算して給付する。	西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務実施要綱に基づき、令和5年度に世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付 また、扶養している18歳以下の児童1人当たり5万円を給付	○		321件	西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）給付事務実施要綱	21,630,000	21,630,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課
92	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付 金（均等割のみ課税 分）（繰越明許費）	長引く物価高騰の影響を受けている生活者である西東京市民への支援のため、特に家計への影響が大きい低所得の世帯に対し、臨時的な措置として贈与する西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税）を給付し、生活の支援を図ることを目的とする。	電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者への支援のため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯）に対し、1世帯当たり10万円を給付するとともに、当該世帯内の扶養されている18歳以下の児童を対象として1人当たり5万円を加算して給付する。	西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税）給付事務実施要綱に基づき、令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付 また、扶養している18歳以下の児童1人当たり5万円を給付	○		2,119件	西東京市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税）給付事務実施要綱	202,850,000	202,850,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課
93	オンライン資格確認等 運営負担金	オンライン資格確認等の運営に係る費用を福祉事務所設置自治体で賄うことを目的とする。	生活保護医療扶助のオンライン資格確認等の運営に係る費用	医療保険者向け中間サーバー等運営負担金79,044円 オンライン資格確認等システム運営負担金264,636円 電子処方箋管理サービス運営負担金29,400円	○		1 団体 （社会保険 診療報酬 支払基金）	オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務に関する契約書	373,080	0	0	0	373,080	健康福祉部 生活福祉課
94	生活協力員家賃補助金	シルバーピアの入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急時の対応等のサービスを提供するために設置する生活協力員の家賃補助	都営住宅シルバーピアの生活協力員家賃を補助する。	家賃相当分	○		4人	シルバーピア生活援助員等設置要綱	4,262,700	0	0	0	4,262,700	健康福祉部 高齢者支援課
95	生活協力員研修費負担 金	シルバーピアの入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急時の対応等のサービスを提供するために設置する生活協力員の研修	財団法人高齢者住宅財団が主催する研修に生活協力員を派遣する場合必要な負担金を補助する。	1人あたり11,000円を上限とした額	○		4人	シルバーピア生活援助員等設置要綱	17,600	0	8,800	0	8,800	健康福祉部 高齢者支援課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
96	老人クラブ運営費補助金	市内の高齢者クラブが行う補助対象となる活動に対して、その事業費の一部を補助し、高齢者の幅広い社会参加活動を通じ、自らの生きがいや健康保持等地域高齢者福祉の増進を図る。 ※本市では、老人福祉法に基づく老人クラブを「高齢者クラブ」という名称で活動している。	補助金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、満60歳以上の西東京市民がおおむね30名以上集まった団体で「社会奉仕活動（環境美化活動・地域福祉施設への慰問活動等）」、「健康を進める活動（軽スポーツ等の普及・実践活動等）」、「生きがいを高める活動（各種文化活動・研修会等）」、「その他の社会活動（総会、役員会、定例会等）」すべての活動を年間通し計画的に実施していることが条件で補助金を交付する。 4/1～3/31までの活動終了後、事業実績や活動費の報告により補助金精算を行う。	以下①、②の額の合計額。 ①市民会員数に応じた区分による月額×当該会計年度内の活動見込月数 ②市民会員数×100円×当該会計年度内の活動見込月数 ※市民会員数に応じた区分による月額は以下のとおり。 ・おおむね30人以上49人以下：19,000円 ・50人以上69人以下：24,000円 ・70人以上89人以下：29,000円 ・90人以上109人以下：34,000円 ・110人以上：39,000円	○		26団体	老人クラブ等運営費補助金交付要綱	8,531,483	0	4,908,000	0	3,623,483	健康福祉部 高齢者支援課
97	老人クラブ連合会運営費補助金	市内の高齢者クラブ連合会が行う補助対象となる活動に対して、その事業費の一部を補助し、高齢者の幅広い社会参加活動を通じ、自らの生きがいや健康保持等地域高齢者福祉の増進を図る。	単位クラブで結成し運営。「一般事業活動」、「特別事業活動」、「健康づくり活動」、「行事活動」への取り組み等に対して補助金を交付する。 4/1～3/31までの活動終了後、事業実績や活動費の報告により補助金精算を行う。	(1) 一般事業 216,000円+@67円×高齢者クラブ連合会加入人数 (2) 特別事業 180,000円 (3) 健康づくり活動事業 180,000円 (4) 行事活動費 20,000円×高齢者クラブ連合会加入クラブ数 上記の額の合計額	○		1団体	老人クラブ等運営費補助金交付要綱	1,157,271	0	174,000	0	983,271	健康福祉部 高齢者支援課
98	介護保険利用者負担軽減（国制度・社会福祉法人等）	低所得者で生計困難な人の介護保険サービス利用の促進を図る。	社会福祉法人等が生計困難な低所得者に対してサービス利用料を軽減した場合、当該社会福祉法人に軽減に要した費用の一部を助成する。	利用料の軽減を実施した社会福祉法人等に対して軽減に要した費用の2分の1を助成	○		16団体 (20人)	西東京市社会福祉法人等の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	1,079,959	0	268,000	0	811,959	健康福祉部 高齢者支援課
99	介護保険利用者負担軽減（都制度・介護サービス提供事業者）	低所得者で生計困難な人の介護保険サービス利用の促進を図る。	介護サービス提供事業者が生計困難な低所得者に対してサービス利用料を軽減した場合、当該介護サービス提供事業者に軽減に要した費用の一部を助成する。	利用料の軽減を実施した介護サービス提供事業者に対して軽減に要した費用の2分の1を助成	○		6団体 (7人)	西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	54,769	0	29,000	0	25,769	健康福祉部 高齢者支援課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
100	介護保険利用者負担軽減（市制度）	低所得者で生計困難な人の訪問看護のサービス利用料を軽減し、医療的なケアが必要で在宅療養生活を送る高齢者を支援する。	生計困難な低所得者が訪問看護を利用した場合、自己負担額を軽減するため、費用の一部を助成する。	介護保険の訪問看護を利用した場合、自己負担額の4分の1を補助	○		35人	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱	413,144	0	0	0	413,144	健康福祉部 高齢者支援課
101	介護人材確保対策事業補助金	西東京市版地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・育成のため、介護職員初任者研修等受講料の経費補助等を行う。	初任者研修又は実務者研修を修了した者が、市内介護事業所に一定期間従事していた場合、その受講料の経費を負担する。	・介護職員初任者研修過程の受講料であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額の全額又は50,000円のうち、いずれか低い額 ・介護福祉士実務者研修過程の受講料であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額の全額又は100,000円のうち、いずれか低い額	○	○	対象者37名（内訳33名3団体）	西東京市介護人材確保対策事業補助金交付要綱	2,232,968	0	1,677,000	0	555,968	健康福祉部 高齢者支援課
102	大規模改修工事負担金	都営住宅1階部分に設置された福祉施設の外壁塗装等大規模改修工事費用を負担することにより、施設の環境向上を図る。	東京都住宅供給公社が実施する都営住宅外壁塗装等工事に係る市負担金	協定による	○		1団体	東京都住宅供給公社との協定書	6,699,473	0	0	0	6,699,473	健康福祉部 高齢者支援課
103	介護予防・生活支援サービス事業費	介護保険の被保険者等が要支援状態等に関して必要な事業費の給付を行う。	①市独自基準の訪問型サービス ②市独自基準の通所型サービス ③従前の予防訪問介護相当のサービス ④従前の予防通所介護相当のサービス ⑤住民主体の訪問型サービス ⑥住民主体の通所型サービス	①②③④サービス利用した場合、費用の10割、8割又は7割を給付 ⑤1団体月2,000円補助 ⑥1団体月上限15,000円補助	○	○	要支援認定者及び事業対象者数 2,680人（令和6年度末）	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金要綱	230,155,470	57,538,867	28,769,434	115,077,735	28,769,434	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
104	職員福利厚生費交付金	職員互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成		○		1団体	西東京市職員互助会に関する条例	150,015	0	0	0	150,015	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
105	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	単価1人当たり1.8円。介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険で按分	○		1団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	59,899	0	0	0	59,899	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
106	居宅介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態等に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における居宅介護サービス（訪問介護、通所介護、入浴サービス等）、福祉用具の購入費、住宅改修費	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	9,506,730,122	2,289,155,633	1,291,983,946	4,636,474,727	1,289,115,816	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
107	施設介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態等に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における介護老人福祉施設等の施設介護サービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	4,811,804,035	978,363,711	841,872,776	2,339,085,295	652,482,253	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
108	地域密着型介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態等に関して必要な保険給付を行う。	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する為生活圏域ごとのサービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	1,659,308,075	420,402,505	207,413,509	806,489,326	225,002,735	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
109	特定入所者介護サービス等費	低所得者が、介護保険施設などを利用した際に支払う、食費と居住費（滞在費）の自己負担の急騰を防ぐ。	介護保険法の改正（H17.10.1施行）により、食費や居住費（滞在費）が保険給付の対象から除外され自己負担になったことに伴う、低所得者の負担の軽減	食費及び居住費（滞在費）の基準費用額（厚生労働大臣が定める）から所得の状況に応じて定められた負担限度額を控除した額を補助	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	254,291,778	52,540,397	43,714,539	123,554,791	34,482,051	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
110	介護予防サービス等保険給付費	介護保険の被保険者が要支援状態等に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における居宅支援サービス（訪問介護、通所介護、入浴サービス等）、福祉用具の購入費、住宅改修費	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	235,161,945	57,152,992	31,792,306	114,328,607	31,888,040	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
111	地域密着型介護予防サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態等に関して必要な保険給付を行う。	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する為生活圏域ごとのサービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	3,653,141	925,560	456,643	1,775,571	495,367	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
112	特定入所者介護予防サービス等費	低所得者が、ショートステイを利用した際に支払う、食費と滞在費の自己負担の急騰を防ぐ。	介護保険法の改正（H.17.10.1施行）により、食費や滞在費が保険給付の対象から除外され自己負担になったことに伴う、低所得者の負担の軽減	食費及び滞在費の基準費用額（厚生労働大臣が定める）から所得の状況に応じて定められた負担限度額を控除した額を補助	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	126,357	32,013	15,795	61,415	17,134	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
113	高額介護サービス等保険給付費	介護保険のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険における居宅介護サービス、施設介護サービスの自己負担の軽減	1割、2割又は3割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	491,944,354	124,639,084	61,493,044	239,104,406	66,707,820	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
114	高額医療合算介護サービス等保険給付費	介護保険のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険と医療保険における居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅支援サービスの自己負担の軽減	世帯内で一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要介護認定者数 11,091人 (令和5年度末)	介護保険法	74,806,437	18,952,968	9,350,805	36,358,886	10,143,778	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
115	高額介護サービス費負担金	介護予防・生活支援サービスのサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護予防・生活支援サービスのサービスの自己負担の軽減	1割、2割又は3割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要支援認定者及び事業対象者数 2,638人 (令和5年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	489,935	0	0	0	489,935	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
116	高額医療合算介護サービス費負担金	介護予防・生活支援サービスのサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険と医療保険における介護予防・生活支援サービスの自己負担の軽減	世帯内で一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要支援認定者及び事業対象者数 2,680人 (令和6年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	201,384	50,346	25,173	100,692	25,173	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
117	認知症施策推進補助金	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域で支える場として認知症カフェを運営する団体に補助金を交付する。	認知症カフェを運営する団体にに対し補助金を交付する。	1団体あたり実施月数×2,000円を上限とした額	○	12	12団体	西東京市認知症カフェ事業費補助金交付要綱	237,942	91,607	45,804	54,727	45,804	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
118	地域介護予防活動支援事業補助金	年齢又は心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を行う。	介護予防に資する住民主体の通いの場等を運営する団体にに対し、補助金を交付する。	1団体月上限15,000円補助	○		42団体	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金要綱	3,828,093	0	0	0	3,828,093	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
119	研修会負担金	介護給付に関して必要な知識・技術を習得するため、研修等に参加する。	介護給付に関する研修の主催者に対し受講費用を負担する。	講習参加費用1人1,000円	○		1団体		1,000	0	0	0	1,000	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
120	研修会負担金（認知症施策推進事業費）	認知症に関して必要な知識を習得するため、研修等に参加する。	認知症に関する知識等を習得するため、研修等に参加する。	研修等参加費 2,000円×4人	○		1団体		8,000	3,080	1,540	1,840	1,540	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
121	北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会負担金	西東京市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市の5市の障害福祉担当部署や医療機関等で協議会を構成。協議会は、困難な課題を抱えている高次脳機能障害者とその家族を地域で支え、その生活の質の向上に資することを目的とする。	・講演会や症例検討会等の人材養成事業 ・ネットワーク構築及び特に在宅時の支援を充実するための方策検討 ・当事者・家族会の支援	協議会の活動に要する経費は、5市の障害福祉担当部署負担金をもって充てる。 1団体30,000円	○		1団体	北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	健康福祉部 障害福祉課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
122	地域福祉振興事業運営費補助金（福祉団体運営費補助金）	西東京市における福祉団体の育成並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。	西東京市における福祉団体の運営に対し、その経費の一部を助成する。	団体の整備拡充、管理運営等に要する経費の一部		○	7 団体	西東京市福祉団体運営費補助金交付要綱	3,903,676	0	1,951,000	0	1,952,676	健康福祉部 障害福祉課
123	地域福祉振興事業運営費補助金	地域福祉の振興を図ることを目的とする。	西東京市において活動をする福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を補助する。	在宅福祉事業の運営に要するコーディネーター人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等の一部		○	2 団体	西東京市地域福祉振興事業運営費補助金交付要綱	3,500,000	0	0	0	3,500,000	健康福祉部 障害福祉課
124	日中活動系サービス推進事業費補助金	日中活動系サービスを利用する障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	日中活動系サービスの実施に要する費用の一部を補助する。	1 基本補助額：17,000円×年間延べ登録者数（定員が上限） 2 その他、メニュー選択式加算、障害者等雇用加算 3 福祉サービス第三者評価の受審経費補助600,000円		○	18事業所	西東京市障害者日中活動系サービス推進事業費補助金交付要綱	153,798,500	0	153,798,000	0	500	健康福祉部 障害福祉課
125	グループホーム等防火設備整備費補助金	地域を交えた防災訓練を開催し、又は防災に関する講習会等へ参加する際の費用の一部を補助することにより、より安全な障害者グループホーム等の推進を図る。	地域を交えた防災訓練を開催し、又は防災に関する講習会等へ参加するグループホームに対し補助を行う。	防災訓練開催事業 防災訓練の開催1件当たり 4万円 外部防災講習受講事業 防災に関する講義及び実務講習のある講習会等に参加した従業者等1人当たり 5千円		○	1 事業所	西東京市障害者グループホーム防災対策事業費等補助金交付要綱	120,000	0	60,000	0	60,000	健康福祉部 障害福祉課
126	障害者（児）施設防犯緊急対策事業費補助金	障害福祉サービス事業所等に対し、防犯設備の設置及び修繕に係る費用の一部を補助することで、事業所の利用者の安全確保を図ることを目的とする。	障害者総合支援法に基づき運営する障害福祉サービス事業所、福祉ホーム等、児童福祉法に基づき運営する児童発達支援センター等及び重度身体障害者グループホーム事業の防犯対策を強化する工事に対し補助を行う。	防犯設備等を整備するために必要な工事に係る費用（防犯カメラの設置など）の一部 補助金の額：補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数切り捨て） 補助金の限度額：1施設100万円（1施設1回限り）		○	2 事業所	西東京市障害者福祉施設防犯設備整備補助金交付要綱	1,486,000	0	743,000	0	743,000	健康福祉部 障害福祉課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
127	自動車運転教習費補助金	心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用等の一部について補助金を市が交付することにより、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用等の一部について補助を行う。	補助金の額 (1) 第1種普通自動車運転免許の取得 対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額 (100円未満の端数切り捨て) (2) 排気量等の限定解除 対象経費の実支出額 補助金の上限額 (1) 第1種普通自動車運転免許の取得 前年の所得税額が0円の者 164,800円 前年の所得税額が1円以上42,000円以下の者 144,200円 前年の所得税額が42,001円以上400,000円以下の者 123,600円 (2) 排気量等の限定解除 20,600円	○		1人	西東京市中心身障害者自動車運転教習費補助事業実施要綱	164,800	0	0	0	164,800	健康福祉部 障害福祉課
128	献血推進協議会補助金	同会の活動を強化し、血液の供給体制の円滑化と献血制度の適正な運営を確保する。	献血者への配布物や同会の事務費等に関する経費を補助する。	808,000円 (会議費：56,000円、事業費：752,000円)	○		1団体	西東京市献血推進協議会運営費等補助金交付要綱	808,000	0	0	0	808,000	健康福祉部 健康課
129	昭和病院分担金	組織市（小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市及び西東京市）の住民の健康を保持する。	医療法に定める公的医療機関としての病院の設置及び管理に関する事務、これに関連する保健衛生事務を共同処理する。	事業収入、補助金、都負担金その他の収入によるもののほか、組織市の分賦金をもって支弁する。経常算出分（均等割10%、患者割90%）	○		1団体	昭和病院組合理約	187,349,000	0	187,349,000	0	0	健康福祉部 健康課
130	救急業務連絡協議会負担金	救急病院及び救急診療所、救急協力医療機関並びに救急関係機関と消防署との連絡を密にして、救急業務の適正化、円滑化を図る。	目的を達成するための事業に要するための会費	会費50,000円	○		1団体	西東京救急業務連絡協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	健康福祉部 健康課
131	健康都市連合等負担金	・健康都市連合に加盟し、国際的なネットワークの構築により、市民の健康増進のための取組を推進する。 ・スマートウエルネスシティ首長研究会に加盟し、加盟自治体、国、大学、民間企業等とのネットワークの構築により、まちづくりに健康の視点を生かす取組を推進する。	・WHO健康都市に関する普及啓発事業、調査研究事業、健康都市連合憲章の普及啓発事業等に対する経費の一部を負担。 ・スマートウエルネスシティ首長研究会への参加費用	1、健康都市連合（年額500US\$） 2、健康都市連合日本支部10,000円 3、スマートウエルネスシティ首長研究会負担金9,000円	○		2団体	健康都市連合憲章	91,780	0	0	0	91,780	健康福祉部 健康課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
132	養育費確保支援事業補助金	ひとり親等の生活を安定させるため、養育費の継続した履行確保を図り、ひとり親家庭の福祉の向上を目的とする。	養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用及び養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立て替えをする養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用を補助	対象者一人当たり50,000円	○		8人	西東京市養育費確保支援事業補助金交付要綱	185,650	92,825	46,412	0	46,413	子ども若者部 子ども若者応援課
133	認定こども園等給付費	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園に限る。）に対し、施設型給付費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園に限る。）に対し、施設型給付費を給付する。	国単価による。	○		20団体	子ども・子育て支援法	109,652,527	43,504,864	33,073,832	0	33,073,832	子ども若者部 幼児教育・保育課
134	幼稚園型一時預かり事業補助金	幼稚園型一時預かり事業を実施する施設に対して、補助金を交付することにより、保育を必要とする園児の適切な保護を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	幼稚園型一時預かり事業を実施する施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内	○		22団体	西東京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱	100,090,656	24,203,000	51,682,460	0	24,205,196	子ども若者部 幼児教育・保育課
135	保育士等キャリアアップ補助金（病児・病後児保育事業）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助	○		2団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	3,431,000	0	1,715,000	0	1,716,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
136	実費徴収補足給付費	私立幼稚園や認可外保育施設等に子どもを入所させている保護者の負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。	西東京市幼稚園等における実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱及び西東京市認可外保育施設利用児童給食費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	世帯の所得やきょうだい順位等の要件を満たす者に対し、実費徴収に係る費用の一部を補助する。	○		2,086件	西東京市幼稚園等における実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱、西東京市認可外保育施設利用児童給食費補助金交付要綱	6,660,109	1,651,000	1,651,000	0	3,358,109	子ども若者部 幼児教育・保育課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
137	私立幼稚園等利用給付費	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。	○		33,320件	子ども・子育て支援法	657,146,948	328,575,874	164,285,536	0	164,285,538	子ども若者部 幼児教育・保育課
138	保育所市補助分	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市民間事業者保育所運営費補助金交付要綱に基づき市単独の補助金を交付する。	保育所運営費及び人件費の補助	○		78団体	西東京市民間事業者保育所運営費補助金交付要綱	1,176,150,074	0	0	0	1,176,150,074	子ども若者部 幼児教育・保育課
139	小規模保育給付費	民間事業者が運営する小規模保育事業の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費支給要綱に基づき給付費を支給する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○		26団体	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費支給要綱	1,126,176,820	691,730,934	230,576,978	0	203,868,908	子ども若者部 幼児教育・保育課
140	認証保育所運営費補助金	認証保育所に対し、運営費等の一部を補助することにより、認証保育所における保育の維持向上を推進し、もって児童福祉の増進を図る。	西東京市認証保育所補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○		26団体	西東京市認証保育所補助金交付要綱	560,408,780	0	274,464,000	0	285,944,780	子ども若者部 幼児教育・保育課
141	延長保育事業補助金	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図り、延長保育事業を円滑に実施し、乳幼児の福祉の向上を図る。	西東京市延長保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	延長保育事業における人件費の補助	○		26団体	西東京市延長保育事業補助金交付要綱	50,725,255	16,908,000	16,908,000	0	16,909,255	子ども若者部 幼児教育・保育課
142	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（地域型保育給付事業費）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助	○		6団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	8,566,000	4,750,000	2,624,000	0	1,192,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
143	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（認証保育所事業費）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助	○		4団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	12,533,000	0	10,742,000	0	1,791,000	子ども若者部 幼児教育・保育課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
144	保育士等キャリアアップ補助金（地域型保育給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	21団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	91,261,000	0	45,589,000	0	45,672,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
145	保育士等キャリアアップ補助金（認証保育所事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	7団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	49,022,000	0	49,022,000	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
146	保育サービス推進事業補助金（地域型保育給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	19団体	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱	13,027,000	0	6,513,000	0	6,514,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
147	保育力強化事業補助金（認証保育所事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	8団体	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱	7,372,000	0	7,372,000	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
148	保育所賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	5団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	55,279,000	0	44,342,000	0	10,937,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
149	小規模保育賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	1団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	423,000	0	362,000	0	61,000	子ども若者部 幼児教育・保育課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
150	保護者補助金	認可外保育施設に児童を入所させている保護者の負担の軽減を図る。	認可外保育施設に児童を入所させている保護者に助成金を支給し、保護者負担の軽減を図る。	（上限額） ①無償化対象外0～2歳児 第1子16,000円、第2子以降43,000円 3～5歳児 第1子16,000円、第2子以降20,000円 ②無償化対象 3～5歳児 第1子16,000円、第2子以降20,000円 ③無償化対象 0～2歳児（非課税世帯のみ） 第1子16,000円、第2子以降25,000円	○		449人	西東京市認可外保育施設入所児童保護者助成金支給要綱	107,764,882	0	82,286,000	0	25,478,882	子ども若者部 幼児教育・保育課
151	日本スポーツ振興センター掛金（地域型保育給付事業費）	保育園児の災害保障	家庭的保育事業の園児を対象として、保育園の管理下における園児の災害に関する給付について掛金を負担する。	保育園入所児童 1人/365円 （要保護者1人55円） 令和6年度 一般5人 令和5年度 （中途加入者分） 一般0人	○		1人 （5人分）	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	1,825	0	0	0	1,825	子ども若者部 幼児教育・保育課
152	事業所内保育給付費	民間事業者が運営する事業所内保育事業の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱に基づき給付費を支給する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○		3団体	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱	3,975,770	2,385,462	795,154	0	795,154	子ども若者部 幼児教育・保育課
153	定期的利用保育事業運営費補助金	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保育需要に応えるため、児童を一定程度継続的に保育サービスを行う事業者に対して補助を行う。	西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	基本分、長時間保育加算、施設維持管理費	○		2団体	西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱	28,824,239	0	13,111,000	0	15,713,239	子ども若者部 幼児教育・保育課
154	病児・病後児保育事業物価高騰対策支援事業補助金	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。	○		1団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	15,998	0	15,998	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
155	物価高騰対策支援事業補助金（地域型保育給付事業費）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。	○		13団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	1,294,844	0	1,294,844	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
156	私立幼稚園預かり保育事業補助金	私立幼稚園における預かり保育の拡充を図る。	私立幼稚園が幼稚園教育要領に定める教育時間を超えて預かり保育をする際に、担当する教職員を配置して幼稚園自らが実施する預かり保育事業に要する費用の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内		○	8 団体	西東京市私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱	7,640,000	0	0	0	7,640,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
157	保育所給付費	認可保育所に対し施設型給付費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	認可保育所に対し施設型給付費を給付する。	国単価による。		○	84 団体	子ども・子育て支援法	3,896,465,950	1,843,880,996	743,312,517	0	1,309,272,437	子ども若者部 幼児教育・保育課
158	保育士等キャリアアップ補助金（施設型給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	8 団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	136,185,041	0	136,116,041	0	69,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
159	保育サービス推進事業補助金（施設型給付事業費）	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	9 団体	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱	65,246,000	0	65,246,000	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
160	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金（施設型給付事業費）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	12 団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	49,148,000	22,377,000	20,825,000	0	5,946,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
161	民間保育所施設整備費補助金（施設型給付事業費）	民間保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより保育所の設置、建て替え等を推進する。	西東京市民間保育所施設整備補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新設事業又は老朽化した民間保育所の改築及び改修に係る経費		○	2 団体	西東京市民間保育所施設整備補助金交付要綱	15,637,703	0	0	0	15,637,703	子ども若者部 幼児教育・保育課
162	物価高騰対策支援事業補助金（施設型給付事業費）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。		○	21 団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	13,393,616	0	13,393,616	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
163	1歳児受入枠拡大促進事業補助金	小規模保育事業者が保育ニーズの高い1歳児の新規受入枠の拡大を図ることを目的とする。	西東京市小規模保育事業1歳児受入枠拡大促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	0歳児定員を1歳児定員に変更して受け入れた1歳児の人数1人当たり月額91,000円。		○	4 団体	西東京市小規模保育事業1歳児受入枠拡大促進事業補助金交付要綱	4,368,000	0	3,276,000	0	1,092,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
164	物価高騰対策支援事業補助金（認証保育所事業費）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。		○	6 団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	1,130,446	0	1,130,446	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
165	保育士等キャリアアップ補助金（定期的利用保育事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	1 団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	4,401,000	0	2,200,000	0	2,201,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
166	保育力強化事業補助金（定期的利用保育事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	2 団体	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱	1,181,000	0	590,000	0	591,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
167	物価高騰対策支援事業補助金（定期的利用保育事業費）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。		○	1 団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	32,810	0	32,810	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
168	物価高騰対策支援事業補助金（認可外保育施設事業費）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。		○	3 団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	139,904	127,000	0	0	12,904	子ども若者部 幼児教育・保育課
169	施設等利用給付費	認可外保育施設に関する幼児教育・保育の無償化を行うため、施設等利用給付費を給付する。	保育の必要性があり、無償化の対象となる認可外保育所や保育サービスを利用する子どもに対して給付費を給付する。	①0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）42,000円上限 ②3～5歳児クラス37,000円上限		○	1188件	子ども・子育て支援法	39,376,815	19,688,408	9,844,204	0	9,844,204	子ども若者部 幼児教育・保育課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
170	日本スポーツ振興センター掛金（保育園運営管理費）	保育園児の災害保障	公立保育園、公設民営保育園児を対象として、保育園の管理下における園児の災害に関する給付について掛金を負担する。	保育園入所児童 1人/365円 （要保護者1人/55円）  令和6年度 一般1,345人 要保護者6人 令和5年度 （中途加入者分） 一般60人 要保護者7人		○	1団体 （1,418人分）	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	513,540	0	0	0	513,540	子ども若者部 幼児教育・保育課
171	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（公設民営保育園）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	2団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	2,484,000	852,000	1,277,141	0	354,859	子ども若者部 幼児教育・保育課
172	物価高騰対策支援事業補助金（公設民営保育園）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。		○	3団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	1,723,892	1,566,000	0	0	157,892	子ども若者部 幼児教育・保育課
173	私立幼稚園等保護者補助金	私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	幼稚園に在園している幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく補助区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の補助区分は、都に準じる。補助金額（月額）は、都基準+5,200円を上限とする。		○	25,560件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	172,387,240	0	58,255,400	0	114,131,840	子ども若者部 幼児教育・保育課
174	私立幼稚園等入園料補助金	私立幼稚園等に在籍し、又は在籍予定の幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的として実施する。	西東京市私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	世帯の市民税所得割の合計額が123,000円未満の世帯若しくは幼稚園入園予定の園児が第3子以降である場合に、35,000円を上限として補助する。		○	54人	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	1,875,000	0	0	0	1,875,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
175	私立幼稚園等補助金	私立幼稚園に対して補助金を交付することにより、幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園が、園児教育の向上及び充実を図ることを目的として実施する有益性のある事業、教職員の資質の向上と教育内容の充実を目的として実施する事業及び園児の健康を維持することを目的として実施する事業に要する経費の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内		○	15団体	西東京市私立幼稚園補助金交付要綱、西東京市私立幼稚園類似施設補助金交付要綱	5,414,000	0	0	0	5,414,000	子ども若者部 幼児教育・保育課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
176	特別支援教育事業費補助金（私立幼稚園等補助事業費）	特別な配慮が必要な幼児の就園並びに特別支援教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園等が行う特別支援教育事業に対して費用の一部を補助する。	特別な配慮が必要な幼児1人につき月額15,000円		○	12団体	西東京市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱	16,605,000	0	0	0	16,605,000	子ども若者部 幼児教育・保育課
177	物価高騰対策支援事業補助金（私立幼稚園等補助事業費）	長期化する原油価格や電気・ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けながらも、事業を継続して提供する施設の支援を目的とする。	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	光熱費等の物価高騰影響額と在籍児童数等から算出する補助基準額とを比較し、いずれか低い額に補助率を乗じた額を補助する。		○	7団体	令和6年度西東京市保育所等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱	2,758,273	2,505,000	0	0	253,273	子ども若者部 幼児教育・保育課
178	多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする。	西東京市多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事業実施に必要な経常的な経費や、新たに事業を開始するために必要な経費等を補助する。		○	4団体	西東京市多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱	29,259,000	0	29,259,000	0	0	子ども若者部 幼児教育・保育課
179	青少年育成地域活動費補助金	青少年育成会等の活動に対して補助金を交付することにより、地域における環境浄化活動や青少年の非行防止活動、青少年の社会参加及び地域活動の機会を充実し、青少年が社会の一員として活動できるよう自立性と社会性を育成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。	青少年育成会等への補助・青少年の健全育成事業の実施及び支援	補助金は毎年度予算の範囲		○	18団体	西東京市青少年育成会等活動補助金交付要綱	3,583,654	0	0	0	3,583,654	子ども若者部 児童青少年課
180	指導員研修会参加負担金	職員の指導技術の向上を図るため。	障害児療育等に関する研修	講座「てんかん講座」（参加費1回1名3,500円）合計3回1名10,500円 研究協議会「生涯発達を支える言語コミュニケーションの支援」（参加費1回1名2,000円）合計1回2名4,000円		○	1団体 1校	公益社団法人 日本てんかん協会 東京都支部 東京学芸大学附属特別支援学校	14,500	0	0	0	14,500	子ども若者部 子ども家庭課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
181	子ども食堂推進事業補助金	地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する子ども食堂を支援することにより、子どもの居場所と見守りの取組並びに支援が必要な子どもとその家庭の把握を行い必要な支援につなげる取組を推進することを目的とする。	子ども食堂の活動において要する食材費等の補助対象経費について、西東京市子ども食堂推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	1 補助金額 ①子ども食堂開催 月額4万円×開催月数（上限48万円） ②配食・宅食の取組 年額72万円 ③支援拡充の取組 年額50万円 2 補助対象経費 需用費、使用料及び賃借料、役員費等、設備整備費等		○	18団体	西東京市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	9,818,121	0	5,126,000	0	4,692,121	子ども若者部 子ども家庭課
182	東京多摩公立文化施設協議会負担金	公立文化施設がその機能を十分に発揮するため、相互に連絡研究を行い、もって地域の向上に資すること。	1 協議会の開催 2 各研究会の開催 3 資料の収集及び情報交換 4 会報の発行など	年額10,000円		○	1団体	東京多摩公立文化施設協議会会則	10,000	0	0	0	10,000	生活文化スポーツ部 文化振興課
183	伝統文化等継承事業補助金	西東京市における伝統芸能、民俗芸能及び文化財を後継者が受け継ぎ、地域に根付かせ継承する事業を行う団体に対して、補助金を交付することによって、伝統文化等継承事業を推進し、もって市民の郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成及び地域の連携を図ることを目的とする。	1 西東京市の歴史の中で培ってきた事業で、継承を行うことが必要と認められる事業 2 過去に西東京市で実施されていた事業で、復活・発掘を行うことが必要と認められる事業 3 その他市長が認める事業	補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業に要する補助対象経費の額とし、10万円を上限		○	5団体	西東京市伝統文化等継承事業補助金交付要綱	493,475	0	0	0	493,475	生活文化スポーツ部 文化振興課
184	市民まつり補助金	市民の融和と郷土愛の醸成を図り、より良いコミュニティの形成に寄与することを目的とする。	「西東京いこいの森公園」で実施 令和6年11月9日（土）、10日（日）の2日間開催	会場の設営費、会場の管理・運営費、広報宣伝費、事業費及び事務費		○	1団体	西東京市民まつり実行委員会補助金交付要綱	19,800,000	0	0	0	19,800,000	生活文化スポーツ部 文化振興課
185	市民まつり出店者負担金	行政組織等が市民まつりに出店するにあたり、出店に伴う出店料及びこれに付随する付属設備以外に追加する付属設備について、一般出店者との公平性を保つため、出店料及び付属設備費用を市民まつり実行委員会に納入する。	【対象内訳】 行政組織 12団体 行政委員会 2団体 姉妹都市・友好都市 3団体	テント料、付属設備追加料金（机、椅子、コンセント）		○	1団体	第21回西東京市民まつり出店に係る行政関係等の出店料等に関する確認書	360,800	0	0	0	360,800	生活文化スポーツ部 文化振興課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
186	子どもの文化芸術事業補助金	西東京市内で行われる子どもの文化芸術事業に対し、市がその事業に係る経費の一部を補助することにより、将来の文化芸術の担い手となる子どもの文化芸術活動の場及び機会の充実を図ることを目的とする。	補助対象者が自ら主催者として実施する広く市民に公開する子ども向けの事業又は子どもの発表の機会となる事業	補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。	○	○	7件	西東京市子どもの文化芸術事業補助金交付要綱	1,020,000	0	0	510,000	510,000	生活文化スポーツ部文化振興課
187	多摩北部5市美術家展実行委員会補助金	多摩北部5市市民が市域を越えた交流を図り、相互の理解を深め、もって多摩北部5市の新たな可能性の追求、地域の魅力づくり等に資することを目的とする。	多摩北部5市市民から作品を募集し美術展を実施。令和6年11月23日から11月29日まで西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」にて開催。	予算の範囲内(1,423,000円以内)		○	1団体	令和6年度多摩北部5市美術家展実行委員会補助金交付要綱	1,423,000	0	0	711,000	712,000	生活文化スポーツ部文化振興課
188	施設維持管理費負担金（(仮称)西東京市民文化プラザ運営管理費）	ONE FOR ALL西東京内に設置する西東京市民文化プラザの光熱水費、維持管理費等の共益費	ONE FOR ALL西東京内に設置する西東京市民文化プラザの共益費 令和6年11月開設	賃貸人と合意した額	○		1団体	賃借人と締結した覚書	4,700,685	0	3,525,000	0	1,175,685	生活文化スポーツ部文化振興課
189	体育協会運営費補助金	西東京市のスポーツ振興と市民の健康の保持・増進及び体力の向上を図る。	西東京市におけるスポーツ・レクリエーションの普及、振興、向上等に寄与し、かつ、公益性を有する事業	事務局職員人件費・印刷製本費・体協加盟団体活動費	○		1団体	特定非営利活動法人西東京市体育協会運営費補助金交付要綱	1,919,000	0	0	0	1,919,000	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
190	東京都スポーツ推進委員協議会負担金	スポーツ推進委員の資質の向上と機能の強化を図り、協調体制の確立を目的とし、スポーツ振興に寄与する。	スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、研究大会、その他研究協議会等の開催に要する費用を支出する。	負担金	○		2団体	・(一社)東京都スポーツ推進委員協議会定款 ・東京都スポーツ推進委員広域地区別研修会(第10ブロック)開催要項	61,000	0	0	0	61,000	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
191	総合型地域スポーツクラブ補助金	スポーツクラブの運営を円滑に推進し、地域住民のコミュニティの形成に資する。	総合型地域スポーツクラブ活動支援	賃金・使用料及び賃借料	○		1団体	西東京市総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金交付要綱	2,197,560	0	0	0	2,197,560	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
192	全国スポーツ推進委員連合負担金	スポーツ推進委員を統括する組織として、スポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの振興に関する事業を行い、国民の健康体力づくりや生涯を通じたスポーツ習慣の形成を図り、国のスポーツの発展に寄与する。	スポーツ推進員及び地域におけるスポーツ指導者の資質の向上に関する研修会、講習会等の開催等	普通会員会費 500円×17人	○		1団体	・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合定款 ・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会員規定	8,500	0	0	0	8,500	生活文化スポーツ部スポーツ振興課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
193	スポーツ振興補助金	市民のスポーツ活動に対し、補助金を交付し社会体育の振興を図る。	国際大会・全国大会・関東大会の出場に伴う経費の一部を補助	交通費・宿泊費	○	○	17件	西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱	604,700	0	0	604,700	0	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
194	スポーツ相談窓口運営費補助金	年齢や障害の有無に関わらず誰でも利用でき、市民のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけづくりを支援する。	相談員の専門的知識をし、資質の向上を図る。	人件費		○	1団体	特定非営利活動法人西東京市体育協会運営費補助金交付要綱	423,440	0	0	0	423,440	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
195	講習会派遣負担金	スポーツ推進委員の資質の向上を図り、市民のスポーツ振興に寄与する。	スポーツ推進委員が様々の講習を受けることで、知識向上を図り、市民に還元する。	講習会参加費	○		6人	スポーツ基本法、西東京市スポーツ推進委員に関する規則	13,000	0	0	0	13,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
196	市町村総合スポーツ大会負担金	広く多摩地域にスポーツを普及し、多摩地域の健康増進と体力向上を図り、市町村民生活を明るく豊かにすることを目的とする。	市の選手等を派遣することにより、スポーツ振興及び競技力の向上を図る。	開閉会式役員派遣費 各競技大会選手派遣費		○	1団体	東京都市町村総合体育大会実施要項	310,000	0	0	0	310,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
197	市町村ポッチャ大会負担金	障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、同一ルールの下で競技を楽しむことができるポッチャ競技を広く多摩地域で実施し、東京2020大会の多摩地域全体におけるレガシーとして、障がい者スポーツも含めたインクルーシブスポーツの普及を図っていく。	各市町村からの推薦チームが一同に集まり、予選リーグで上位チームが、決勝トーナメントに進み、1位～3位までを決める。	大会サポーター費 大会記念品代等		○	1団体	東京都市町村ポッチャ大会 開催要項	8,354	0	0	0	8,354	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
198	関東スポーツ推進委員研究協議会負担金	関東各都県スポーツ推進委員が一堂に集まり、スポーツの諸問題について研究しスポーツ推進委員の資質の向上と相互の情報交換を図り、地域のスポーツの発展に寄与する。	関東各地から集まるスポーツ推進委員が一堂に集まり講義等を受けることで、知識向上を図り、市民に還元する。	研究協議会参加費		○	3人	関東スポーツ推進委員研究大会群馬県大会開催要項	9,000	0	0	0	9,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
199	勤労者福祉サービスセンター運営費補助金	西東京市勤労者福祉サービスセンターに対し、補助金を交付することにより、中小企業の勤労者福祉の増進を図ることを目的とする。	中小企業の事業主と従業員の方々向けの慶弔共済、福利厚生事業など様々なサービスを安価で提供する。	補助金の交付の対象になる経費は、管理運営費に係る経費とする。		○	1団体	西東京市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金交付要綱	7,037,507	0	0	0	7,037,507	生活文化スポーツ部 産業振興課
200	中小企業退職金共済掛金補助金	国の中小企業退職金共済制度への加入を促進し、市内中小企業の従業員の雇用安定と振興を図ることを目的とする。	国の中小企業退職金共済制度に納付する共済掛金の一部を補助する。	36ヶ月を限度に、1人につき1月当たり500円（ただし、掛金の月額が2,000円の場合は1人につき1月当たり300円）を補助する。		○	135件	西東京市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱	3,651,200	0	0	0	3,651,200	生活文化スポーツ部 産業振興課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
201	農業団体補助金	市内の農業団体等が農業の発展と向上に寄与するために行う事業に対して、市が予算の範囲内において、補助金を交付することにより、その事業を促進することを目的とする。	企業的農業経営、農業後継者の指導・育成及び確保、都市型農業の調査及び研究、出荷生産物の市場調査及び情報交換、品種の改良・新種の導入及び栽培技術の向上、優良品種の出荷及び販売等、各種資材等の共同購入、病害虫等の共同防除、農業経営上の先進地の視察等	予算の範囲内で、次の基準による。 団体の基本額を11万円とし、団体の会員が41人以上の場合、41人目から一人当たり5千円を基本額に加算し、上限額を18万円とする。			○	5 団体	西東京市農業団体等補助金交付要綱	640,000	0	0	0	640,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
202	安全安心農業推進事業補助金	市内農業者の堆肥等の購入に係る費用の一部を補助することにより、農地の土壌の生態系を保持し、安全で安心な農産物の生産を重視した農業を推進することで市民の農業への理解を深めるとともに、西東京市における農業の育成及び振興を図ることを目的とする。	堆肥、有機質肥料フェロモン剤及びマルチシートを購入する費用の一部を補助し、各種別ごとに年間世帯1回とする。	<堆肥> 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 <有機質肥料> 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 <フェロモン剤> 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 <マルチシート> 補助率3分の1、上限1万円 認定農業者は、上限3万円 <生物農薬> 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円			○	堆肥 39人 有機質肥料 30人 フェロモン剤 3人 マルチシート 7人 生物農薬 1人	西東京市安全安心農業推進事業補助金交付要綱	2,160,000	0	0	0	2,160,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
203	市産農産物等活用推進事業補助金	西東京市を産地とする農産物又は市産農産物の加工品の生産を行う事業者が、市産農産物等を市民に広く宣伝し、市民の都市農業への関心と理解を深めるとともに、市内における農業の育成及び振興を図ることを目的とする。	市産農産物等の販売等に用いる資材に係る経費の一部を補助し、毎年度1補助対象事業者につき、1回限りとする。	補助対象経費の3分の2以内とし、補助対象事業者の区分に応じ、上限額を定める（2万円・4万円・5万円）。	○	○	24人	西東京市産農産物等活用推進事業補助金交付要綱	529,000	0	0	0	529,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
204	商工会補助金	市内商工業の振興と安定地域振興の推進	経営改善普及事業（税務記帳相談指導、経営相談指導等）	運営費		○	1団体	西東京市商工会補助金交付要綱	18,524,199	0	0	0	18,524,199	生活文化スポーツ部 産業振興課
205	商店街活性化推進事業補助金	商店街の発展 地域経済の活性化	催事費等の経費の一部を補助	催事費等		○	11団体	西東京市商店街活性化推進事業補助金交付要綱	43,234,000	4,400,000	18,264,000	0	20,570,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
206	公衆浴場補助金	市内の公衆浴場が実施する事業その他必要な経費の一部を補助することにより、市民の健康と福祉に寄与することを目的とする。	薬湯実施事業費、施設整備費、燃料費その他市長が必要と認める事業に関する経費について補助する。	薬湯実施事業費 施設整備費 燃料費 その他市長が必要と認める事業に関する経費		○	3浴場	西東京市公衆浴場補助金交付要綱	1,617,000	0	0	0	1,617,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
207	1 中小企業事業資金融資あっせん利子等補給負担金 2 創業資金融資あっせん利子等補給負担金 3 中小企業借換資金融資あっせん利子等補給負担金 4 新型コロナウイルス感染症対策運転資金融資あっせん利子等補給負担金 5 物価高騰等対策運転資金融資あっせん利子等補給負担金	中小企業者に対し、その必要な資金について、市が金融機関に融資をあっせんし、当該融資について利子補給等の助成措置を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。	中小企業者に対し、その事業経営に必要な資金について、金融機関に融資をあっせんし、当該融資について利子補給等の助成措置を行う。	1：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率年0.995%、設備資金及び運転設備併用；限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率年0.995% 2：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率年0.995%、創業設備資金及び創業運転設備併用；限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率年0.995% 3：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率年1.395%、特定創業設備資金及び特定創業運転設備併用；限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率年1.395% 4：融資限度額500万円・償還期間5年以内・利子補給率1.975% 5：融資限度額1,500万円・償還期間10年以内・利子補給率年0.995% 運転設備併用；限度額1,500万円・償還期間10年以内・利子補給率年0.995%・保証料限度額20万円 6：融資限度額500万円・償還期間5年以内・利子補給率1.475%・利子補給額全額負担 ※上記5以外は保証料全額助成	○		1,311件	西東京市中小企業事業資金融資あっせん条例	58,960,568	22,022,000	0	2,249,539	34,689,029	生活文化スポーツ部 産業振興課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
208	地域活性化事業補助金	東伏見駅周辺の地域を活性化し、及び市民の福祉の向上に資する事業を実施することを目的とする。	市民等で構成される東伏見ふれあいプラザ企画運営委員会に対し、その運営に要する経費の一部を市が補助する。	東伏見ふれあいプラザにおいて事業を行うスペースに係る家賃及び共益費		○	1 団体	東伏見ふれあいプラザ企画運営委員会運営費等補助金交付要綱	1,584,000	0	0	0	1,584,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
209	チャレンジショップ事業補助金	新規開業者への支援による事業者の育成および空き店舗等の有効活用	初期投資費用軽減としての家賃補助	事業費 （西東京商工会への間接補助）		○	1 団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	2,574,000	0	0	0	2,574,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
210	創業支援・経営革新相談センター事業補助金	創業・新規開業者の支援による事業者育成	西東京創業支援・経営革新相談センター運営（創業・新規開業者の支援等）	運営費及び事業費 （西東京商工会への間接補助）		○	1 団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	5,780,000	0	0	0	5,780,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
211	認定農業者経営改善支援補助金	認定農業者に農業用機械等の購入に要する経費やビニールハウス、防鳥ネットその他の農業用施設の整備等に要する経費を補助することで、改善計画を推進することを目的とする。	認定農業者経営改善計画の内容に沿って必要と認められる「農機具等購入」や「施設等整備」に係る経費の補助	認定農業者1経営体につき補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満切捨て上限は200,000円まで）とする。		○	11人	西東京市認定農業者経営改善支援補助金交付要綱	1,970,000	0	0	0	1,970,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
212	一店逸品事業補助金	モノやサービスなど個店独自の「逸品」を確立し、入りたくなる店づくりへとつなげる事業に対する支援	西東京商工会が行う運営委員会・選考委員会などの運営費に関する経費	運営費及び事業費（西東京商工会への間接補助）		○	1 団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	3,000,000	0	0	0	3,000,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
213	未来に残す東京の農地プロジェクト補助金	農地の持つ防災、環境保全等の多面的機能をより発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、もって貴重な都市農地の保全を図ることを目的とする。	東京都「未来に残す東京の農地プロジェクト」事業を活用し、土留め工事や防葉シャッター、防災兼用井戸、簡易直売所の整備等を補助	補助率：都が3/4（15/20）、市が1/20。		○	3人	西東京市未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付要綱	8,801,000	0	0	0	8,801,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
214	日本非核宣言自治体協議会分担金	全国の自治体、さらには全世界の自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立する。	非核都市宣言に関する資料の収集及び交換や、非核都市宣言の呼びかけのために必要な調査研究			○	1 団体	日本非核宣言自治体協議会会則	60,000	0	0	0	60,000	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
215	多摩東人権擁護委員協議会負担金	自由人権思想の普及・高揚を図り、多面的な人権啓発活動を展開するため。	児童・生徒対象事業「人権の花」「中学生人権作文コンテスト」等 一般市民対象事業「講演会」			○	1 団体	多摩東人権擁護委員協議会会則	429,300	0	0	0	429,300	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
216	北方領土の返還を求め る都民会議負担金	日本固有の領土である北方領土（歯舞郡島、色丹島、国後島及び択捉島）の返還実現を図るため北方領土問題に対する都民の関心と理解を一層深めることを目的とする。	「北方領土の返還を求める都民大会」開催のほか、北方領土問題に対する都民の関心と理解を深めるため、研修会の開催等各種啓発・宣伝活動の実施			○	1 団体	北方領土の返還を求め る都民会議規約	5,000	0	0	0	5,000	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
217	自治会・町内会等活性化 補助金	自治会・町内会等の活性化及び良好な地域社会の維持・形成を図るため。	（通常部門） 市内の自治会・町内会等が自ら行う地域福祉の促進と地域づくりに資する事業について、対象経費の一部を補助する。  （地域連携部門） 自治会・町内会等がNPO法人や市民活動団体と連携して実施する事業に対して、対象経費の一部を補助する。	（通常部門） 補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、12,000円と加入世帯数に200円を乗じた額の合計額を上限とする。（千円未満切り捨て）  （地域連携部門） 10万円を上限とする。 ※補助率は申請団体に応じて最大10/10		○	46件	（通常部門） 西東京市自治会・町内会等活性化補助金交付要綱  （地域連携部門） 西東京市自治会・町内会等活性化補助金地域連携部門交付要綱	2,631,091	0	0	0	2,631,091	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
218	地域協力ネットワーク 補助金	地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動する住民自治組織である地域協力ネットワークの活動や運営を支援することにより、地域コミュニティを活性化することを目的とする。	地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動するネットワークの住民自治組織である地域協力ネットワークの活動や運営に係る経費を補助する。	補助対象経費の実支出額とし、上限額を以下のとおりとする。複数の補助対象事業等に係る補助対象経費の場合は、その合算額の上限を40万円とする。 （1） 地域連携・協力事業、地域活性化事業、広報事業及び市長が認める事業 40万円 （2） 運営事務 10万円		○	4 団体	西東京市地域協力ネットワーク補助金交付要綱	1,579,410	0	0	0	1,579,410	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
219	国民生活センター相談 員研修会負担金	消費者行政職員及び消費生活相談員を対象に、消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上を目的に、研修会を実施。	講義や、具体的な相談事例を用いた事例検討やケースステディ、参加・体験型のアクティブラーニング等			○	1 団体	令和6年度消費生活相談員研修 専門・事例講座実施要領	2,600	0	0	0	2,600	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
220	一般コミュニティ助成 金	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため。	団体のコミュニティ活動に必要な設備を整備するため、備品購入費を助成する。	10万円を単位（10万円未満を切り捨て）として計算し、助成対象経費の実支出額と250万円とを比較していずれか少ない方の額		○	1 団体	西東京市一般コミュニティ助成事業助成金交付要綱	2,100,000	0	0	0	2,100,000	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
221	市民協働企画提案事業補助金	特定非営利活動法人、市民活動団体その他営利を目的としない団体が市とともに地域課題の解決に向けて取り組む事業に対し、その経費の一部を補助する。	市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上必要性が認められる事業を募集し、審査により採択・実施する。	審査により採択された事業に係る経費の一部を負担する。		○	11団体	西東京市市民協働企画提案事業補助金交付要綱	1,495,703	0	0	0	1,495,703	生活文化スポーツ部協働コミュニティ課
222	管理助成費	自治会内等に設置されている児童遊園地の管理者に対し、管理経費の一部を補助し経費負担の軽減を図るとともに、地域における児童福祉の増進に寄与する。	自治会等で管理している児童遊園地について、管理経費の一部を市が補助する。	1ヶ所9,000円		○	7団体	西東京市児童遊園地管理費補助金交付要綱	135,098	0	0	0	135,098	みどり環境部みどり公園課
223	保存樹木等補助金	市内に残されている樹木や樹木の保全を支援し、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	貴重な財産であるみどりを保持・保全する市民に対して、樹木等の維持管理費の一部を市が補助する。	保存樹 1本40,000円（上限） ※剪定費用の1/2 保存樹林 1㎡年額60円 保存生垣 1m年額240円		○	保存樹木 895本 保存樹林 18,573㎡ 保存生垣 7,553.5m	西東京しみどりの保護と育成に関する補助金交付要綱	3,895,468	0	0	0	3,895,468	みどり環境部みどり公園課
224	緑と花の沿道推進事業補助金	道路沿いに新たに生垣等の造成等しようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、宅地と道路との接道部の緑化を推進するとともに、併せてブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止することを目的とする。	生垣の造成等について、その費用の一部を市が補助する。	生垣の造成 1m 10,000円 花壇の造成（花き等の購入を含む。） 1m 10,000円 フェンス緑化に関するフェンスの設置 1m 5,000円 フェンスの緑化 1m 2,000円 ブロック塀等の撤去 1m 6,000円 （すべて上限20m） （ブロック塀、万年塀等の撤去を伴わない場合、補助額は2分の1）		○	3件 31.0m	西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱	155,000	0	0	0	155,000	みどり環境部みどり公園課
225	専用水道事務等委託負担金	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生確保	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生を確保することにより、市民が安全で快適な日常生活を送れる。	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生確保に関する事務の管理及び執行に要する経費		○	1団体	西東京市専用水道事務等の事務委託に関する規約	4,766,332	0	0	0	4,766,332	みどり環境部環境政策課
226	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金	地域住民の理解と協力を得て、市内に生息する飼い主のいない猫の数を抑制し、市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護精神の高揚を図ることを目的とする。	市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成する。	オス猫5,000円 メス猫10,000円		○	オス 27件 メス 26件	西東京市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成実施要綱	395,000	0	0	0	395,000	みどり環境部環境政策課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
227	スズメバチ類の巣駆除費用助成金	スズメバチの危害から市民生活を守るためにスズメバチの巣を駆除するものに対して駆除に要する経費の一部を補助することにより、市民への被害を防止し、市民の安全な生活環境を保持することを目的とする。	宅地内に営巣するスズメバチの巣の駆除を指定業者等に依頼した場合に、その費用の一部を助成する。	駆除費用の半額 上限 10,000円	○		113件	西東京市スズメバチ類の巣駆除作業補助金交付要綱	1,000,000	0	0	0	1,000,000	みどり環境部 環境政策課
228	地球温暖化対策助成金	LED照明器具に取換えを行う者に対し、その購入に要する費用の一部を市が助成することにより、LED照明器具の普及を促進することで二酸化炭素排出量を削減し、もって地球温暖化対策に寄与することを目的とする。  節水シャワーヘッドを買い換えて設置した者に対し、その費用の一部を市が助成することにより、市民の節水に係る取組の促進及び節水意識の向上を図ることで二酸化炭素の排出量を削減し、もって地球温暖化対策に寄与することを目的とする。	蛍光灯器具からLED照明器具へ取り換えた場合に、その費用の一部を助成する。  30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下になることが明示されている浴室用の節水シャワーヘッドへ取り換えた場合に、その費用の一部を助成する。	1台あたり税抜き5,000円以上の購入で一律2,500円の助成（上限25万円（台数：100台））  税抜き6,000円以上の節水シャワーヘッドを新品で購入することで3,000円（一律）を助成	○	○	LED照明器具 105件  シャワーヘッド 588件	西東京市地球温暖化対策助成金(LED照明器具)交付要綱  西東京市地球温暖化対策助成金(節水シャワーヘッド)交付要綱	2,886,500	0	0	1,443,250	1,443,250	みどり環境部 環境政策課
229	地球温暖化対策助成金	省エネ家電に買い換えて設置する者に対し、その経費の一部を市が助成することにより、原油価格・物価高騰の影響に係る負担を軽減するとともに、当該機器の普及を図り、もって地球温暖化対策に寄与することを目的とする。	現在の冷蔵庫を省エネ効果が高い機器に買い替えた場合に、その費用の一部を助成する。	購入区分が ①市内に店舗を有する家電量販店等：15,000円 ②市内に店舗又は事業所を有する事業者（①以外）：20,000円	○		1,508件	西東京市地球温暖化対策助成金交付要綱	23,025,000	0	11,070,000	0	11,955,000	みどり環境部 環境政策課
230	東京都公害事務連絡協議会負担金	都市環境・公害に関し、調査、研究等を行うとともに、関係諸機関との連絡協調を図り、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。	環境・公害関係事務及びこれらに関する研究並びにその協議、研修会に関する事業を行う。	1自治体1,000円		○	1団体	東京都環境・公害事務連絡協議会規約	1,000	0	0	0	1,000	みどり環境部 環境政策課
231	集団回収奨励金	廃棄物の減量化を促進し、資源の有効利用の認識を深める。	集団回収団体に対し、奨励金を交付する。	新聞・雑誌・ダンボール・古布類 1kg 7円	○		291団体	西東京市集団回収奨励金交付要綱	15,711,150	0	0	0	15,711,150	みどり環境部 資源循環推進課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
232	柳泉園組合負担金	構成3市（西東京市・清瀬市・東久留米市）内より排出された、ごみ、し尿・資源物の中間処理を行う。	ごみ処理施設の設置及び運営に関すること。し尿処理施設の設置及び運営に関すること。最終処分場までの運搬に関すること。	組合の経費は、構成市の負担金による。		○	1 団体	柳泉園組合規約	743,348,000	0	155,652,000	0	587,696,000	みどり環境部 資源循環推進課
233	東京たま広域資源循環組合負担金	構成25市1町より排出され、中間処理（焼却・破碎）されたごみの最終処分を行う。	一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理に関する事務。一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業に関する事務。	組合の経費は、組織団体の負担金による。		○	1 団体	東京たま広域資源循環組合規約	428,728,000	0	93,334,000	0	335,394,000	みどり環境部 資源循環推進課
234	注射針回収事業補助金	一般社団法人西東京市薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を補助することにより、使用済み注射針の適正な処理を図ることを目的とする。	在宅医療で患者自身が使用した注射針は、廃棄物としての処理過程で針刺し事故や感染の危険性があることから、薬剤師会で回収及び処理を行っており、処理に係る経費について補助金を交付する。	・回収容器購入に係る経費⇒1個当たり110円 ・回収容器の処分委託に係る経費⇒1箱当たり2,420円 ※補助金の額は、毎年度予算の範囲内		○	1 団体	西東京市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱	361,000	0	0	0	361,000	みどり環境部 資源循環推進課
235	清掃事業者物価高騰等対応支援金	原油価格、電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けているごみの収集及び運搬を行う事業者に対し、負担の軽減を図るために支援金を交付する。	西東京市と委託契約を結ぶ西東京市清掃事業協同組合又は東多摩再資源化事業協同組合に所属し、かつ、市内で清掃事業（一般廃棄物のうち家庭から排出されるごみの収集及び運搬を行うことをいう。）を行う事業者に対して支援金を交付する。	清掃関係車両1台当たり34,560円		○	9 団体	西東京市清掃事業者物価高騰等対応支援金交付要綱	0	0	0	0	0	みどり環境部 資源循環推進課
236	首都道路協議会負担金	東京都及びその周辺の道路整備の促進と道路交通の改善ならびに首都を中心とする道路網の整備を推進する。	道路整備の促進並びに交通改善の推進のための事業等	一律30,900円		○	1 団体	協議会定款	30,900	0	0	0	30,900	まちづくり部 都市計画課
237	東京都街路事業促進協議会負担金	都市計画街路及びこれらに関連する諸事業の速やかな整備充実を積極的に促進するため、調査研究その他事業を行う。	国庫補助、起債等の増加拡大等について、政府その他に要請を行う。	人口比率25,000円（20万人以上30万人未満※） + 一律16,000円 ※千人未満は切り捨て 人口：令和2年1月末現在、西東京市に住民登録されている総人口		○	1 団体	協議会規約	41,000	0	0	0	41,000	まちづくり部 都市計画課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
238	道路整備促進期成同盟会東京都協議会負担金	多摩・島しょ地域における道路整備を促進するため、道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行う。	国会、政府、東京都等関係機関に対する請願、陳情に関する事業等	基本額11,000円 ＋人口×20銭 (千円未満四捨五入) 人口：令和6年4月1日現在、西東京市に住民登録されている日本人人口		○	1 団体	協議会会則	51,000	0	0	0	51,000	まちづくり部 都市計画課
239	東京都道路整備事業推進大会負担金	東京の広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備及び公共交通を充実させる都市モノレール等の整備の推進を図る。	道路整備事業等を促進するため必要な意見発表を行うこと等	市一律30,000円		○	1 団体	大会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 都市計画課
240	東京都連続立体交差事業促進協議会分担金	東京都内で実施される連続立体交差事業促進のための政策提言並びに関連事業を含む事業制度の拡充及び予算の拡充・確保に努め、もって円滑な事業の促進を図り、都市交通の円滑化とともに、沿線のまちづくり、地域の活性化に寄与することを目的とする。	連続立体交差事業及び関連事業の促進に関し、政府その他機関に対する政策提言、事業制度拡充、予算の拡充、確保などの要望等	一律30,000円		○	1 団体	協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 都市計画課
241	連続立体交差事業負担金	踏切の除却による交通円滑化及びまちの分断解消によるにぎわいの創出等のために東京都が実施する西武鉄道新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化を推進する。	西武鉄道新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化の実施に伴う費用について関係する区市が支出する負担金	各年度の市内区間の事業に要した費用について国及び都の規定に応じた負担割合を乗じた額		○	1 団体	地方財政法第27条第1項	16,118,323	0	0	0	16,118,323	まちづくり部 都市計画課
242	高齢者アパート返還に伴う転居費等助成金	「長寿荘」及び「松和マンション」等の賃貸借契約の期間満了に伴い、居住者の民間賃貸住宅への移転を実施し、家賃等の助成を行うことで居住の安定を図ることを目的とする。	民間賃貸住宅の家賃等の助成を行う。	家賃の上限を53,700円/月とし、長寿荘・松和マンション等の家賃との差額を助成  保証委託料・火災保険料・更新料は同一年度の上限104,700円		○	5 人	西東京市高齢者アパート利用者の移転に伴う家賃等助成金交付要綱	2,454,897	0	0	0	2,454,897	まちづくり部 住宅課
243	家賃債務保証料等助成金	住宅を借りる際に保証人が見つからず契約や更新が出来ない住宅確保要配慮者に対して保証委託契約をあっせんし、家賃債務保証料等を助成することで、住み慣れた地域に引き続き居住することを目的とする。	所得制限等、一定の要件を満たす者に対して保証委託料の一部、初期費用の一部、少額短期保険料の一部助成を行う。	保証委託料の1/2で上限20,000円 新規契約時と初回更新時の2回分を限度とする。 契約時の初期費用で上限140,000円 少額短期保険料の1/2で上限1,500円/月 2年間を限度とする。		○	10 件	西東京市住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度実施要綱	241,650	0	116,625	0	125,025	まちづくり部 住宅課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
244	木造住宅耐震診断補助金	地震の際の住宅の倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	住宅の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	補助率 1/2 上限額 60,000円	○		17件	西東京市木造住宅耐震診断助成金交付要綱	1,020,000	510,000	255,000	0	255,000	まちづくり部 住宅課
245	木造住宅耐震改修補助金	地震の際の住宅の倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	住宅の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	補助率 1/2 改修の上限額 900,000円 補助率 1/3 除却の上限額 300,000円	○		改修2件 除却5件	西東京市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱	3,300,000	1,613,000	843,000	0	844,000	まちづくり部 住宅課
246	市営住宅移転に伴う転居費等助成金	市営住宅の老朽化に伴い、使用者の安全を確保するため、使用者に民間賃貸住宅等への移転を実施し、家賃等の助成を行うことで、居住の安定を図ることを目的とする。	民間賃貸住宅等の契約に伴う初期費用、家賃、移転費用等の助成を行う。	家賃の上限を74,800円とし、規定により計算した使用料を控除した額を助成する。 移転費用は176,000円を上限とする。 初期費用は299,200円を上限とする。 更新料、保証委託料、火災保険料は実費額とする。 少額短期保険料は月額3,000円を上限とする。	○		11人	西東京市市営住宅移転に伴う転居費等助成金交付要綱	9,379,833	0	0	0	9,379,833	まちづくり部 住宅課
247	ブロック塀等安全対策促進助成金	地震発生時において避難路沿道に存するブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐため、ブロック塀の安全対策に係る費用の一部を助成することで、市内におけるブロック塀の安全対策を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。	ブロック塀等の安全対策に係る費用の一部助成を行う。	費用の合計額（税抜）又は、助成対象ブロック塀等の総延長に1m当たり80,000円を乗じた額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額を限度とする。	○	○	27件	西東京市ブロック塀等安全対策促進事業助成金交付要綱	16,467,000	8,227,000	4,107,000	0	4,133,000	まちづくり部 住宅課
248	耐震シェルター設置費補助金	高齢者等が居住する市内の木造住宅に耐震シェルター等を設置するための経費の一部を市が助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、地震による住宅の倒壊から高齢者等の生命を守ることを目的とする。	高齢者等が居住する市内の木造住宅に耐震シェルター等を設置するための経費の一部を助成する。	補助率 9/10 上限額 300,000円	○		1件	西東京市耐震シェルター等設置助成金交付要綱	300,000	150,000	0	0	150,000	まちづくり部 住宅課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
249	分譲マンション耐震化補助金	管理組合が実施する耐震化に係る耐震診断、補強設計、耐震改修等に係る費用の一部を市が助成することにより、分譲マンションの耐震化を促進し、地震での倒壊による周辺地域への影響を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守り、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。	昭和56年5月31日以前に着工されたもので、耐火建築物又は準耐火建築物のマンションの耐震改修等を行う分譲マンションの管理組合又はその代表者（区分所有者の集会の決議で決定された代表者に限る。）に対し助成を行う。	【耐震診断】助成対象費用の基準額に3分の2を乗じて得た額とし、その額が200万円を超える場合は200万円とする。 【補強設計】助成対象費用の基準額に3分の2を乗じて得た額とし、その額が200万円を超える場合は200万円とする。 【耐震改修、建替え又は除却】助成対象費用の基準額に100分の23を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,500万円を超える場合は1,500万円とする。		○	1件	西東京市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付要綱	2,000,000	1,000,000	500,000	0	500,000	まちづくり部 住宅課	
250	老朽危険空き家除却費助成金	管理がされていない状態にある老朽危険空き家について、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって市民の安全で安心な暮らしを確保するために、所有者等に対し、除却工事に要した費用の一部を助成する	老朽危険空き家の所有者が実施する除却工事に係る費用に対し助成を行う。	除却工事費に5分の4を乗じて得た額とし、1件につき120万円を限度		○	1件	西東京市老朽危険空き家除却費助成金交付要綱	2,290,000	1,090,000	800,000	0	400,000	まちづくり部 住宅課	
251	家賃低廉化補助金	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進することを目的とする。	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（専用住宅）の賃貸人に対し助成を行う。	専用住宅1戸につき月額4万円を上限とする		○	○	3戸	西東京市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱	610,000	305,000	152,000	0	153,000	まちづくり部 住宅課
252	専用住宅改修費補助金	住宅確保要配慮者が居住する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（専用住宅）の居住環境の改善を目的とする。	専用住宅の賃貸人が行う住宅確保要配慮者を居住させるために必要な改修工事に対して助成を行う。	バリアフリー改修工事等に要する費用の総額に2/3を乗じた額で200万円を上限とする（1戸にかかる回収工事費用は50万円を上限とする）  省エネ改修工事等に要する費用の総額に2/3を乗じた額で100万円を上限とする		○	○	1件	西東京市住宅確保要配慮者専用住宅改修費補助金交付要綱	742,000	371,000	185,000	0	186,000	まちづくり部 住宅課
253	運行補助金（コミュニティバス）	鉄道や民間路線バスが運行していない「公共交通空白地域」を運行することにより、移動に制約がある方などを含む、公共交通空白地域にお住まいの方々が、駅をはじめとする公共機関や公益施設などに向かう移動手段のひとつとして、その交通便利性の向上を図る。	西東京市と協定を締結した事業者が行う市内連絡バス運行経費の総額から運賃収入等を控除した額を補助する。	西武バス㈱ 105,784,441円 関東バス㈱ 48,163,605円			○	2団体	西東京市内連絡バス運行補助金交付要綱	153,948,046	0	3,113,000	100,000	150,735,046	まちづくり部 交通課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
254	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会分担金	多摩地域の都市モノレール等の建設を促進し南北交通結節機能の強化を図ることにより、公共交通機関の不足を補うとともに、自立的都市圏の確立と地域社会の開発及び住民福祉の向上を図る。	関係諸官公署に対する陳情及び請願に関すること。	一律30,000円		○	1 団体	協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 交通課
255	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会分担金	中央線の立体化複々線を促進するとともに、本事業にあわせた地域社会の開発、住民福祉の向上等の地域振興を図る。	地域振興に係わる啓発、広報活動及び関係諸官庁に対する陳情請願等	一律33,000円		○	1 団体	協議会規約	33,000	0	0	0	33,000	まちづくり部 交通課
256	交通安全協会補助金	西東京市交通安全協会が実施する交通安全活動に対し、その経費の一部を補助することにより協会の負担を軽減し、安全で快適な市民生活の確保を目的とする。	西東京市交通安全協会の実施する交通安全活動経費の補助	補助対象となる経費 1 協会の主催、共催による交通安全対策事業 2 協会運営のための会議・事務に要する経費		○	1 団体	西東京市交通安全協会補助金交付要綱	1,400,000	0	0	0	1,400,000	まちづくり部 交通課
257	全国自転車施策推進自治体連絡協議会負担金	自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決を図り、住民生活の向上に寄与するための協議会を運営する。	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車対策を推進する。	一律10,000円		○	1 団体	全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約	10,000	0	0	0	10,000	まちづくり部 交通課
258	自転車用ヘルメット購入費用助成金	自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の普及を図り、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に寄与する。	自転車乗車用ヘルメットを市内自転車店（事業協力店に限る）にて購入しようとする市民に対して購入費用の一部を助成する。	一律2,000円/人（1回に限る）		○	1,589件	西東京市自転車用ヘルメット購入費用助成事業実施要綱	3,178,000	0	1,589,000	0	1,589,000	まちづくり部 交通課
259	施設維持管理負担金	田無駅北口における自動車需要に応ずる駐車場を運営する。	アスタ市営駐車場を運営するための市負担金	アスタビルの共益費・光熱水費・修繕積立金等		○	1 団体	アスタ管理規約	32,114,790	0	0	0	32,114,790	まちづくり部 交通課 ※駐車場事業特別会計
260	専門研修等負担金	建築基準行政事務において必要な知識を修得し、事務の円滑な執行を図る。	建築確認実践研修等	受講料		○	4 団体		162,485	0	0	0	162,485	まちづくり部 建築指導課
261	全国建築審査会協議会負担金	全国の建築審査会相互の連絡をとり、建築行政の適正な運営を図る。	全国建築審査会会長会議及びブロック別会議を開催し、建築行政に関する重要事項を審議する。	会費（負担金）		○	1 団体	全国建築審査会協議会規約	48,000	0	0	0	48,000	まちづくり部 建築指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
262	日本建築行政会議負担金	会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するためのよりの確な基準の整備・運用を通じて、建築物の安全性の確保、質の向上及び個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進を図る。	建築行政に関する重要事項の審議、調査研究事業、図書等の刊行、講習会等の開催、電子情報等による情報提供事業等	負担金			○	1 団体	日本建築行政会議会則	100,000	0	0	0	100,000	まちづくり部 建築指導課
263	街路灯電気料金補助金	街路灯を管理する自治会等に対し、維持管理に必要な経費の一部を補助し夜間における市民の安全を図る。	道路路上等に設置されている街路灯で自治会等が管理しているものが対象	市内で街路灯を管理している自治会等 街路灯20w未満 2,000円以内 街路灯20w以上60w未満 2,500円以内 街路灯60w以上 3,500円以内			○	88団体	街路灯補助金交付要綱	3,621,500	0	0	0	3,621,500	都市基盤部 道路課
264	私道道路排水施設工事補助金	私道内の道路排水施設及び私設下水道施設を整備するために工事費の一部を補助する。	道路排水施設側溝及び雨水ます整備費補助 ①U字溝蓋補修 ②雨水樹設置 ③L形側溝、集水樹 ④U字溝改修	工事補助申請に基づき、工事費の10/10以内を補助			○	3 件	私道補修及び私設下水道に関する条例	434,500	0	0	0	434,500	都市基盤部 道路課
265	全国国土調査協会負担金	国土調査に関する事業の推進に努め、国土の総合開発及び保全並びにその利用の高度化に寄与する。		均等割 15,000円			○	1 団体	公益社団法人全国国土調査協会定款	15,000	0	0	0	15,000	都市基盤部 道路課
266	東京都国土調査推進協議会負担金	国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査する国土調査事業の推進に寄与する。		均等割 5,000円			○	1 団体	東京都国土調査推進協議会規約	5,000	0	0	0	5,000	都市基盤部 道路課
267	電線共同溝連系管工事負担金	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画に基づき、旧石川島播磨重工業田無工場跡地周辺の道路整備を行う。	118号線（3工区）電線共同溝整備後に必要となる引込管路、連系管路整備にむけた設計及び工事に係る負担金				○	2 団体	無電柱化事業の施行に伴う引込管路工事等の委託に関する協定（118号線）	23,954,763	0	0	0	23,954,763	都市基盤部 道路課
268	東京地区用地対策連絡協議会負担金	公共用地の取得に関し、会員相互で連絡調整をはかり、適正かつ円滑な事務の推進を図る。	会員（東京都、区市町村、公社等）の研修等並びに事務運営のための負担				○	1 件	東京地区用地対策連絡協議会規約	12,000	0	0	0	12,000	都市基盤部 用地課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
269	東京都総合治水対策協議会負担金	東京都内における総合的な治水対策を推進するための計画策定及び関連事業の推進等に努める。	パンフレット配布	市部50,000円		○	1 団体	東京都総合治水対策協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	都市基盤部 下水道課
270	雨水浸透施設助成金	屋根に降った雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進める。	個人が所有する住宅（土地面積500平方メートル未満のもの）で、雨水浸透施設を設置する工事の一部を助成する。	浸透施設の大きさや個数、排水管の長さ等により助成額が違う。1件につき上限15万円	○		6件 浸透樹15 か所	西東京市雨水浸透施設助成事業実施要綱	892,050	0	0	0	892,050	都市基盤部 下水道課
271	東京河川改修促進連盟負担金	東京都内の河川改修事業の早期達成を要望し、その実現に協力することを目的として結成	14区、21市、2町、1村の38団体で構成	構成市の負担金		○	1 団体	東京河川改修促進連盟規約第16条第2項	55,000	0	0	0	55,000	都市基盤部 下水道課
272	職員福利厚生費交付金	互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	10人分の交付金		○	1 団体	西東京市職員互助会に関する条例、西東京市職員互助会交付金交付要綱	99,000	0	0	99,000	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
273	日本下水道協会負担金	下水道に関する調査研究を行うと共に、その急速な普及と健全な発達を図り、公共用水域の水質の保全に資し、もって国民生活の向上に寄与する。	1 下水道の経営及び技術に関する調査研究 2 下水道の安全かつ持続的な運営に関する普及活動 3 下水道の理解を深める促進活動及び国際技術交流活動等	人口規模及び有収水量を基準として算出		○	1 団体	日本下水道協会定款	594,190	0	0	594,190	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
274	東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会負担金	広範な情報交換及び意見の交流をもとに積算施工等の検討を行い適正化を図る。	多摩地区下水道事業積算施工の適正化に係わる事業	一律20,000円		○	1 団体	東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会会規約第13条	20,000	0	0	20,000	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
275	下水道事務職員養成講習会負担金等	下水道の職員として必要な専門的な知識・技能を修得し、事務の円滑な執行を図る。	1 予算・決算の処理事務 2 下水道経営セミナー	参加費		○	1 団体	日本下水道事業団主催	61,600	0	0	61,600	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
276	流域下水道維持管理負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	東京都が管理運営している流域下水道管きよや清瀬水再生センター（最終処理場）の維持管理負担金	構成9市の汚水量による按分負担		○	1 団体	下水道法第31条のニ	893,590,685	0	0	893,590,685	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
277	荒川右岸東京流域下水道建設負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	東京都が管理運営している清瀬水再生センター（最終処理場）の下水道管きよや処理施設などの建設費負担金・改良負担金	構成9市の計画汚水量比及び計画排除面積比による按分負担		○	1 団体	下水道法第31条のニ	218,383,344	0	0	218,383,344	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
278	流域下水道改良負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	多摩川流域・荒川右岸流域における流域下水道改良事業経費の一部を関係市町村が負担する。	関係市町村の流入水量の比率による按分負担			○	1 団体	下水道法第31条のニ	45,258,576	0	0	45,258,576	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
279	東京都市町村教育委員会連合会負担金	東京都市町村教育委員会相互の間の連絡協調を図り、もって教育の水準を向上せしめ、教育行政の公正にして円滑な運営に寄与することを目的とする。	東京都市町村教育委員会連合会における研修及び会議等、教育水準の向上並びに円滑な運営を行うための費用負担	均等割11,400円 人口割78,660円			○	1 団体	東京都市町村教育委員会連合会会則	90,060	0	0	0	90,060	教育部 教育企画課
280	全国都市教育長協議会負担金	会員相互の連絡を緊密にして相協力して、民主的な教育行政の進展を図り、都市の教育向上に尽くすことを目的とする。	全国都市教育長協議会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等、円滑な運営を行うための費用負担	人口割24,000円 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会参加負担金14,000円			○	1 団体	全国都市教育長協議会の会費基準による。	38,000	0	0	0	38,000	教育部 教育企画課
281	関東地区都市教育長協議会負担金	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づいて会員各自の任務を果たし、互いに協力して、わが国の教育向上に尽くすことを目的とする。	関東地区都市教育長協議会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等円滑な運営を行うための費用負担	均等割5,000円 関東地区都市教育長協議会総会出席者負担金24,000円			○	1 団体	関東地区都市教育長協議会規約	29,000	0	0	0	29,000	教育部 教育企画課
282	東京都市教育長会負担金	会員相互の連絡を緊密にして相協力して、民主的な教育行政の進展を図り、都市の教育向上に尽くすことを目的とする。	東京都市教育長会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等、円滑な運営を行うための費用負担	均等割27,000円 人口割22,000円			○	1 団体	東京都市教育長会規約	49,000	0	0	0	49,000	教育部 教育企画課
283	東京都公立学校施設整備期成会負担金	組織単位団体としての公立学校施設の完全整備の実現を期することを目的とする。	事業目的の達成に必要な、施設整備の財源確保、施設整備に必要な恒久制度の実現、調査・研究及びその普及等	均等割（市）2,000円			○	1 団体	東京都公立学校施設整備期成会規約	2,000	0	0	0	2,000	教育部 学務課
284	日本スポーツ振興センター掛金（小学校費）	学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行い、必要に応じて学校教育の円滑な実施に資する。	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	掛金 一般・準要保護 1人935円 要保護 1人55円 掛金控除 準要保護1人230円 要保護1人10円×小学生10,008人分			○	1 団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	9,217,565	0	0	0	9,217,565	教育部 学務課
285	東京都養護教諭研究会負担金（小学校費）	養護教諭の資質向上、学校保健の研究ならびに普及発展をはかることを目的とする。	会員の資質向上に関する研究、学校保健に関する調査講習会等の開催	1校1,800円×18校分			○	1 団体	東京都養護教諭研究会会則	32,400	0	0	0	32,400	教育部 学務課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
286	東京都学校保健会負担金（小学校費）	東京都の学校保健を通して児童・生徒の健全育成を行い、次代の都民の健やかで豊かな活動を達成することを目的とする。	会報の発行 学校保健に関する講演会等の開催 学校保健大会の開催	1校2,500円×18校分		○	1 団体	東京都学校保健会会則	45,000	0	0	0	45,000	教育部 学務課
287	東京都小学校食育研究会負担金	心身ともに健全な児童を育成するため、食育の研究推進と充実を図ることを目的とする。	研究調査および研究発表会の開催等	1校900円×18校分		○	1 団体	東京都小学校食育研究会規約	16,200	0	0	0	16,200	教育部 学務課
288	給食保存食代等助成費（小学校費）	学校給食の安全を期するため、費用を負担することにより給食事業の円滑な運営を図る。	給食を実施するにあたり、保存食等に必要なる費用を助成する。	検査用保存食品等：給食を実施した日1日につき810円 検査用原材料等：検査に使用した原材料等の実費相当額以内の額		○	小学校 18校	西東京市立小中学校給食に係る検査用保存食代等助成費交付要綱	2,769,265	0	0	0	2,769,265	教育部 学務課
289	日本スポーツ振興センター掛金（中学校費）	学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行いもって学校教育の円滑な実施に資する。	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	掛金 一般・準要保護 1人935円 要保護 1人55円 掛金控除 準要保護1人230円 要保護1人10円 ×中学生4,327人分		○	1 団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	3,916,760	0	0	0	3,916,760	教育部 学務課
290	東京都養護教諭研究会負担金（中学校費）	養護教諭の資質向上を学校保健の研究ならびに普及発展をはかることを目的とする。	会員の資質向上に関する研究、学校保健に関する調査講習会等の開催	1校1,800円×9校分		○	1 団体	東京都養護教諭研究会会則	16,200	0	0	0	16,200	教育部 学務課
291	東京都学校保健会負担金（中学校費）	東京都の学校保健を通して児童・生徒の健全育成を行い、次代の都民の健やかで豊かな活動を達成することを目的とする。	会報の発行 学校保健に関する講演会等の開催 学校保健大会の開催	1校2,500円×9校分		○	1 団体	東京都学校保健会会則	22,500	0	0	0	22,500	教育部 学務課
292	給食保存食代助成費（中学校費）	学校給食の安全を期するため、費用を負担することにより給食事業の円滑な運営を図る。	給食を実施するにあたり、保存食等に必要なる費用を助成する。	検査用保存食品等：給食を実施した日1日につき、ひばりが丘中学校は810円、その他8校は570円		○	中学校 9校	西東京市立小中学校給食に係る検査用保存食代等助成費交付要綱	957,480	0	0	0	957,480	教育部 学務課
293	修学旅行費補助金	市立中学校が実施する修学旅行に対し、その費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、併せて教育の振興を図る。	修学旅行費用の一部を補助する。	1人5,000円		○	中学生 1,314人	西東京市立中学校修学旅行費補助金交付要綱	6,570,000	0	0	0	6,570,000	教育部 学務課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
294	給食食材購入費補助金（小学校費）	市立小学校及び中学校給食の安定的な実施、保護者の経済的負担の軽減、及び学校給食の質と量の維持を図る。	市立小中学校給食に使用する給食食材等の購入費を全額補助する。	対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 対象経費：学校給食に使用する給食食材等の購入費 補助額：児童1食あたり292円～328円		○	小学校 18校	西東京市立小中学校給食食材購入費補助金交付要綱	534,559,553	194,609,065	319,129,000	53,130	20,768,358	教育部 学務課
295	給食食材購入費補助金（中学校費）	市立小学校及び中学校給食の安定的な実施、保護者の経済的負担の軽減、及び学校給食の質と量の維持を図る。	市立小中学校給食に使用する給食食材等の購入費を全額補助する。	対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 対象経費：学校給食に使用する給食食材等の購入費 補助額：生徒1食あたり388円		○	中学校 9校	西東京市立小中学校給食食材購入費補助金交付要綱	249,675,478	89,595,315	151,085,000	0	8,995,163	教育部 学務課
296	給食費送金手数料助成費（中学校費）	親子調理方式による学校給食の実施に当たり親子校間の給食費の送金手数料等を助成することにより、学校給食事業の円滑な運営を図る。	給食費を中学校（子校）が小学校（親校）に送金するための手数料及び小学校が中学校に返金するための手数料を助成する。	送金に要する手数料実額		○	中学校 8校	西東京市立小中学校給食費送金手数料助成費交付要綱	247,645	0	0	0	247,645	教育部 学務課
297	食物アレルギー等対応補助金（小学校費）	市立小学校及び中学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食の代替として弁当対応をする場合において、学校給食費に相当する額を補助することにより、当該保護者の経済的負担軽減を図る。	児童生徒が食物アレルギー等の理由により、学校給食の代替として弁当対応をした額を補助する。	児童生徒が弁当対応をした回数に、該当学年の給食費を乗じた額を補助する。		○	小学生 122名	西東京市食物アレルギー等対応補助金交付要綱	793,080	195,587	506,000	0	91,493	教育部 学務課
298	食物アレルギー等対応補助金（中学校費）	市立小学校及び中学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食の代替として弁当対応をする場合において、学校給食費に相当する額を補助することにより、当該保護者の経済的負担軽減を図る。	児童生徒が食物アレルギー等の理由により、学校給食の代替として弁当対応をした額を補助する。	児童生徒が弁当対応をした回数に、該当学年の給食費を乗じた額を補助する。		○	中学生 12名	西東京市食物アレルギー等対応補助金交付要綱	494,700	89,685	330,000	0	75,015	教育部 学務課
299	教育研究奨励費（指定校・奨励校）	学校及び教員グループが直面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする。	研究指定校等が、市の教育課題を研究主題とし、学校教育に関する実践的研究を継続して進め、報告会を実施し、研究成果を研究紀要等の配布、公開授業や公開発表等の方法によって市内学校、保護者、地域住民に発表し、本市教育の充実、振興に資する。	研究指定校（研究期間 2年間） 1年目 20万円×1校 10万円×2校 （合同研究） 2年目 37万円×2校  研究奨励校 10万円×2校		○	6校	西東京市立学校教育研究奨励事業費補助金交付要綱	1,329,995	0	0	0	1,329,995	教育部 教育指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
300	都市指導主事会分担金	学校教育の指導行政及び学校諸活動の研究協議並びに指導主事の資質の向上を図る。	26市指導主事会・四地区会分担金の支払	5,000円×3人		○	1団体	東京都市指導主事会規約	15,000	0	0	0	15,000	教育部 教育指導課
301	校長会負担金 （全国連合小学校長会）	組織団体の連合機関として、職能の向上と初等教育の充実刷新を図り、もって民生的で文化的な国家の建設に寄与することを目的とする。	組織団体の連絡・提携に関すること、学校の管理・運営に関すること、教育上必要な研究・調査に関すること、教育制度並びに教育行政に関すること、教職員の地位・待遇の向上に関すること、教育振興に関する世論の喚起など	1団体7,200円×18校		○	1団体	全国連合小学校長会会則	129,600	0	0	0	129,600	教育部 教育指導課
302	校長会負担金 （東京都公立小学校長会）	小学校教育の振興を期するために職能の向上・待遇の改善並びに会員相互の福祉増進を図ることを目的とする。	学校経営に関すること、小学校教育の施設・設備に関すること、教育の制度・行政並びに財政に関すること、会員研修に関すること、児童の心の教育・健全育成に関すること、教育振興の広報活動に関することなど	1団体18,000円×18校		○	1団体	東京都公立小学校長会会則	324,000	0	0	0	324,000	教育部 教育指導課
303	校長会負担金 （東京都中学校長会等）	会員相互の緊密な協力のもとに、職能の向上を図り、本都中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。	教育に関する研究調査、教育諸条件の整備改善、会員の研修、教職員の待遇改善、会員の互助、厚生、関係諸機関、諸団体との連絡協力など	1団体29,250円×9校		○	1団体	東京都中学校長会会則	263,250	0	0	0	263,250	教育部 教育指導課
304	校長会負担金 （北多摩北地区公立中学校長会）	北多摩地区の各市公立中学校長を会員とし、相互に緊密な連携を保ち、その職能の向上を図り、中学校教育の進展に資することを目的とする。	教育に関する研究、調査及び対策、会員の研修、教育諸問題についての情報交換並びにその対策、教育諸条件の整備改善の促進など	1団体4,500円×9校		○	1団体	北多摩北地区公立中学校長会会則	40,500	0	0	0	40,500	教育部 教育指導課
305	副校長会等負担金（全国公立学校教頭会・小学校）	会員の資質を高めるための研修を推進し、教育の向上進展に寄与するとともに、会員の地位向上を図ることを目的とする。	学校管理運営、その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること、研究大会の開催、研究物の刊行に関すること、教頭の地位向上と福利厚生に関すること、教育関係諸機関・諸団体との連携に関することなど	1団体4,140円×20名		○	1団体	全国公立学校教頭会会則	82,800	0	0	0	82,800	教育部 教育指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
306	副校長会等負担金（東京都立小学校副校長会）	会員の資質を高めるための研修を推進して教育の振興に寄与するとともに会員相互の福祉増進を図ることを目的とする。	学校の管理運営その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること、研究会等の開催及び研究物の刊行、会報の発行等に関すること、副校長の地位待遇の向上と、会員の福利厚生、親睦、情報交換等に関することなど	1 団体12,600円×20名			○	1 団体	東京都立小学校副校長会会則	252,000	0	0	0	252,000	教育部 教育指導課
307	副校長会等負担金（全国公立学校教頭会・中学校）	会員の資質を高めるための研修を推進し、教育の向上進展に寄与するとともに、会員の地位向上を図ることを目的とする。	学校管理運営、その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること、研究大会の開催、研究物の刊行に関すること、教頭の地位向上と福利厚生に関すること、教育関係諸機関・諸団体との連携に関することなど	1 団体4,140円×9校			○	1 団体	全国公立学校教頭会会則	37,260	0	0	0	37,260	教育部 教育指導課
308	副校長会等負担金（東京都立中学校副校長会）	会員の資質を高めるための研究を推進し、東京都立中学校教育の振興と会員の親和・互助を図ることを目的とする。	学校の管理・運営についての研究・調査に関すること、研究大会の開催・研究物の刊行に関すること、会員相互の福利厚生及び待遇改善に関すること、地域相互の情報交換及び他団体との連携・提携に関することなど	1 団体13,500円×9校			○	1 団体	東京都立中学校副校長会会則	121,500	0	0	0	121,500	教育部 教育指導課
309	学校事務職員会負担金（東京都立小学校学校事務職員会）	会員相互の緊密な連携を図り、学校及び教育行財政にかかる事務の研修並びに研究につとめ、能率の増進、資質の向上に資することを目的とする。	事務職員の教養を高め、資質の向上を図るための事業、会員相互の緊密な連携を図るための事業、研究大会開催の事業、本会と目的を同じくする他団体との連携に関する事業など	1 団体2,000円×18校			○	1 団体	東京都立小学校学校事務職員会規約	36,000	0	0	0	36,000	教育部 教育指導課
310	学校事務職員会負担金（全国公立小中学校学校事務職員研究会）	学校事務の研究を促進し、事務の効率化並びに会員の職務能力向上を図るとともに、全事研の事業に寄与することを目的とする。	学校事務に関する研究及び調査、全事研本部より依頼されたる事項の協議及び決定、全事研本部及び各支部との連絡提携など	1 団体2,050円×27校			○	1 団体	全国公立小中学校学校事務職員研究会規約	55,350	0	0	0	55,350	教育部 教育指導課
311	学校事務職員会負担金（東京都立中学校学校事務職員会）	会員相互の緊密な連携を図り、学校及び教育行財政にかかる事務の研修並びに研究につとめ、能率の増進、資質の向上に資することを目的とする。	事務職員の教養を高め、資質の向上を図るための事業、会員相互の緊密な連携を図るための事業、研究大会開催の事業、本会と目的を同じくする他団体との連携に関する事業など	1 団体2,000円×9校			○	1 団体	東京都立中学校学校事務職員会規約	18,000	0	0	0	18,000	教育部 教育指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
312	教育研究連合会等負担金 （東京都小学校教育研究会連合）	構成各団体の連絡を緊密にし、本都小学校教育の振興に寄与することを目的とする。	各単位団体間の連絡協議、研究助成交付の拡充強化並びに関係官庁との連絡折衝、各単位団体の研究活動の助成、研究会・講習会の開催、小学校教育に関する調査研究、会報研究物等の刊行など	1団体11,700円×18校			○	1団体	東京都小学校教育研究会連合規約	210,600	0	0	0	210,600	教育部 教育指導課
313	教育研究連合会等負担金 （東京都教育会）	東京都民の教育団体として、健全なる都民の教育を推進して日本国民の理想の実現につとめることを目的とする。	教育に関する調査研究並びに奨励、研究会等の開催、会報の発行並びに教育に関する図書・参考資料等の刊行、生涯学習の視点に立った学校教育・家庭教育・社会教育の健全なる発展に関する事項など	1団体1,800円×27校 （東京都小学校書写研究大会分担金：900円×18校、東京都小学校視聴覚教育研究会分担金：1,350円×18校を含む）			○	1団体	東京都教育会規約	89,100	0	0	0	89,100	教育部 教育指導課
314	教育研究連合会等負担金 （東京都中学校教育研究会）	東京都中学校教育の振興を図ることを目的とする。	教育課程並びに指導内容・指導方法の研究、教育に関する調査研究、会報・研究物の発行、関係諸官庁及び他の教育研究団体との連絡提携など	1,350円×9校×23研究会 （東京都中学校美術教育研究会特別分担金：10,000円×9校を含む）			○	1団体	東京都中学校教育研究会会則	369,450	0	0	0	369,450	教育部 教育指導課
315	教育研究連合会等負担金 （北多摩地区公立中学校教育研究協議会）	北多摩地区公立中学校各研究会の連絡調整に当たり、各種教育研究団体と緊密な連絡を図り、中学校教育の向上発展に寄与することを目的とする。	北多摩地区公立中学校の連携による研究発表、研修の実施、会報の発行など	1団体5,000円×9校			○	1団体	北多摩地区公立中学校教育研究協議会会則	45,000	0	0	0	45,000	教育部 教育指導課
316	特別支援教育研究会等負担金 （東京都特別支援学級・通級指導教室設置校長協会）	特別支援学級、通級指導教室の教育の拡充発展を図るとともに、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。	特別支援学級、通級指導教室の管理、運営に関する連絡協議、特別支援学級教育、通級指導教室の教育並びに特別支援教育全般についての調査研究、特別支援学級教育、通級指導教室の推進拡充のための渉外事業など	1団体1,350円×8校			○	1団体	東京都特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会規約	10,800	0	0	0	10,800	教育部 教育指導課
317	特別支援教育研究会等負担金 （東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会）	難聴・言語障害通級指導学級設置校及び、関係諸機関の緊密な連携により、心身障害教育の振興発展を図ることを目的とする。	都難言設置校並びに難聴・言語障害通級指導学級の運営に関すること、難聴・言語障害教育振興のための調査・研究に関すること、関係諸機関及び諸団体との連絡提携に関すること、難聴・言語障害教育の啓発に関することなど	1団体1,080円×18校			○	1団体	東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会会則	19,440	0	0	0	19,440	教育部 教育指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
318	特別支援教育研究会等負担金 （全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会）	特別支援学級及び通級指導教室の充実発展を図り、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。	特別支援学級及び通級指導教室の管理運営に関する調査研究、特別支援学級及び通級指導教室の教育並びに特別支援教育一般に関する研修と振興活動など	1 団体630円×8校			○	1 団体	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会規約	5,040	0	0	0	5,040	教育部 教育指導課
319	特別支援教育研究会等負担金 （東京都公立学校情緒障害教育研究会）	情緒障害教育の拡充発展及び特別支援教育の振興を図ることをもって目的とする。	情緒障害等徳部宇支援教育に関する研究及び調査、情緒障害教育に関する研究会及び研究発表会・研修会・講演会、会報及び研究物の発行、関係機関及び関係団体との連絡・連携など	1 団体900円×27校			○	1 団体	東京都公立学校情緒障害教育研究会会則	24,300	0	0	0	24,300	教育部 教育指導課
320	特別支援教育研究会等負担金 （東京都特別支援教育研究会）	特別支援教育に関する研究ならびに啓発、振興を図ることを目的とする。	特別支援教育に関する調査研究、研究会や講習会の開催、会報等の発行、各種機関や団体との連携など	1 団体1,080円×27校			○	1 団体	東京都特別支援教育研究会規約	29,160	0	0	0	29,160	教育部 教育指導課
321	特別支援教育研究会等負担金 （多摩地区特別支援教育研究会）	特別支援教育に関する研究並びに啓発、振興を図るとともに、他校と交流のできる諸行事を開催することを目的とする。	研究会及び地区交流会の開催、他校児童生徒との交流を図る諸行事の開催、特別支援学校・施設等の参観、特別支援教育に関する調査研究など	4,050円×16校			○	1 団体	多摩地区特別支援教育研究会規約	72,000	0	0	0	72,000	教育部 教育指導課
322	体育連盟等負担金 （東京都小学校体育連盟）	小学校体育スポーツ活動の振興のためスポーツ大会の主催や体育・スポーツに関する調査研究及び、教員の実技と実技能力の向上を図ることを目的とする。	体育の研修会及び講習会、体育に関する調査研究、教職員の競技会の開催、関係団体との連携など	1 団体900円×18校			○	1 団体	東京都小学校体育連盟規約	16,200	0	0	0	16,200	教育部 教育指導課
323	体育連盟等負担金 （東京都中学校体育連盟 本部費）	都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。	中学校体育・スポーツ活動の調査研究、各運動競技大会の開催と研究大会の開催等	1 団体8,400円×9校			○	1 団体	東京都中学校体育連盟規約	75,600	0	0	0	75,600	教育部 教育指導課
324	体育連盟等負担金 （東京都中学校体育連盟 各部費）	都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。	中学校体育・スポーツ活動の調査研究、各運動競技大会の開催と研究大会の開催等	学校ごと1部 4,250円×88部			○	1 団体	東京都中学校体育連盟規約	374,000	0	0	0	374,000	教育部 教育指導課
325	体育連盟等負担金 （東京都中学校吹奏楽連盟）	中学校吹奏楽を盛んにして音楽文化向上のために研究と事業を行い、併せて会員相互の親睦を図る。	吹奏楽に関する講習会、研究会及び演奏会の開催、各支部連盟との連絡提携情報などの交換、吹奏楽祭、コンクール及び諸行事への参加など	5,000円×6校			○	1 団体	東京都中学校吹奏楽連盟規約	30,000	0	0	0	30,000	教育部 教育指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
326	校長会等補助金 （小学校校長会）	西東京市立小学校の教育の振興を期するために、学校経営上の諸問題の解決並びに、会員の研修と相互の連携を図ることを目的とする。	西東京市立小学校の教育の連絡・改善・進歩に関する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、会員相互の研修・厚生に関する事項、教育上の研究・調査に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、会員数に11,520円を乗じた額の合計額を上限とする。		○	1 団体	西東京市立小学校校長会 会則	71,496	0	0	0	71,496	教育部 教育指導課
327	校長会等補助金 （小学校副校長会）	西東京市立小学校の教育の振興を期し、会員の資質向上のための研修と相互の連携を図ることを目的とする。	西東京市立小学校の教育の連絡・改善・進歩に関する事項、会員相互の研修・厚生に関する事項、教育上の研究・調査に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、会員数に8,800円を乗じた額の合計額を上限とする。		○	1 団体	西東京市立小学校副校長会 会則	171,720	0	0	0	171,720	教育部 教育指導課
328	校長会等補助金 （中学校校長会）	西東京市立中学校の教育の振興を期するため、学校経営上の諸課題と会員の研修を図ることを目的とする。	西東京市立中学校の教育の充実発展に関する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、教育に関する調査及び対策に関する事項、会員相互の研修に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、会員数に11,520円を乗じた額の合計額を上限とする。		○	1 団体	西東京市立中学校校長会 会則	54,972	0	0	0	54,972	教育部 教育指導課
329	校長会等補助金 （中学校副校長会）	西東京市立中学校の教育の振興を期するため、学校経営上の諸課題と会員の研修を図ることを目的とする。	西東京市立中学校の教育の充実・発展に期する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、教育に関する調査及び対策に関する事項、会員相互の研修に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、会員数に8,800円を乗じた額の合計額を上限とする。		○	1 団体	西東京市公立中学校副校長会 会則	44,220	0	0	0	44,220	教育部 教育指導課
330	教育研究会補助金 （小学校）	西東京市立小学校教育の充実・発展を目指すと共に、会員相互の啓発に努め、資質や能力の向上を図ることを目的とする。	教科等の教育の推進に関する授業研究・調査研究等、各研究部会、講演会、研究発表会、担当部別研究会、各学校並びに教育関係機関・各種教育団体との連絡・連携、研究紀要・会報の発行、その他の教育振興に関する事業	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、450,000円を上限とする。		○	1 団体	西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱要綱	386,000	0	0	0	386,000	教育部 教育指導課
331	教育研究会補助金 （中学校）	会員相互の研究、研修活動を通して会員の資質を高めるとともに、中学校教育向上に寄与することを目的とする。	教科や教科外などの教育全般の研究、講習会や研究発表会の諸事業、その他本会の目的を達成するための諸事業	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、225,000円を上限とする。		○	1 団体	西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱要綱	189,889	0	0	0	189,889	教育部 教育指導課

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
332	児童大会出場費及び生徒大会参加費補助金	西東京市立中学校の課外活動の振興を図り、生徒の健全な育成に資することを目的とする。	生徒が参加するスポーツ等の大会の参加費を主に補助し、中学校部活動の奨励と生徒の健全な育成を図っている。	補助対象となる大会の参加費（全額） 補助対象となる大会の参加者旅費		○	9校	西東京市立中学校生徒大会参加費補助金交付要綱	2,160,700	0	0	0	2,160,700	教育部 教育指導課
333	衛生推進者養成講習参加負担金	労働安全衛生法に基づき衛生推進者を西東京市立小中学校各校に設置するため、副校長に対する資格取得のための講習会受講費用を負担する。	労働安全衛生法に基づき西東京市立小・中学校に設置が義務付けられている衛生推進者を選任するため、その講習費用を負担するもの。	1人4,950円		○	4人	労働安全衛生法	19,800	0	0	0	19,800	教育部 教育指導課
334	教職員研修会参加負担金	教職員の研修機会の確保	公的機関が主催・共催する研修会等に教職員が参加するための費用の負担	研修会参加負担金の補助		○	11人	・教育公務員特例法 ・教職員各教科領域研修会参加負担金支払基準	70,500	0	0	0	70,500	教育部 教育指導課
335	小中学校作品展補助金	児童・生徒の創作意欲の向上と鑑賞力等豊かな情操を育てることを目的とし、ひいては市民への学校教育に対する理解、関心を高めるため。	小学校児童作品展と中学校生徒作品展において、各教科の作品等を一堂に会して展示している。	小学校 455,000円 中学校 290,000円		○	2団体	西東京市立小中学校児童・生徒作品展補助金交付要綱	650,857	0	0	0	650,857	教育部 教育指導課
336	研修会等参加負担金	教育相談機能充実のため。	心理技術職員の専門技術の向上	研修会参加費		○	1件	西東京市職員研修規則	29,700	0	0	0	29,700	教育部 教育支援課
337	東京都学校教育相談研究会参加負担金	学校教育相談活動の充実と推進を図り、あわせて学校及び会員相互の連携を図るため。	学校教育相談に関する調査研究及び情報共有	1校900円		○	1件	東京都学校教育相談研究会会則	16,200	0	0	0	16,200	教育部 教育支援課
338	各種研修会参加負担金	教育相談員の資質向上のため。	教育相談員の専門的知識・技術の習得	研修会参加費		○	3件	西東京市教育相談員設置及び取扱いに関する要綱	81,800	0	0	0	81,800	教育部 教育支援課
339	全国史跡整備市町村協議会負担金	加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、もって文化財の保存と活用に資する。	史跡の整備活用に関するシンポジウム、研修会及び情報交換会の開催、陳情活動、広報活動等	全国史跡整備市町村協議会 全国1市40,000円 全国史跡整備市町村協議会 関東地区協議会1市10,000円		○	1件	全国史跡整備市町村協議会規約 全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	教育部 地域学習推進課
340	都市社会教育委員連絡協議会分担金	都市社会教育委員連絡協議会の運営のため経費を分担する。	都市社会教育連絡協議会の分担金	1市町25,000円		○	1件	東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則	25,000	0	0	0	25,000	教育部 地域学習推進課
341	東京都多摩郷土誌フェア負担金	東京都地域学習推進課長会文化財部会主催の多摩郷土誌フェアの開催経費に充てる。	多摩郷土誌フェアへの参加負担金（印刷製本費、会場設営委託費等）	1市町15,000円		○	1件	東京都地域学習推進課長会文化財部会	15,000	0	0	0	15,000	教育部 地域学習推進課

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
342	東京都公民館連絡協議会分担金	公民館の連絡連携及び公民館体制・活動の発展を図り、もって文化の発展に寄与する。	東京都公民館連絡協議会の運営のための経費に充てる。	市均等割分20,000円		○	1 団体	東京都公民館連絡協議会規約 同分担金納入規程	20,000	0	0	0	20,000	教育部 公民館
343	施設維持管理費負担金	保谷駅前公民館の施設の管理に要する経費に充てる。	管理規約に基づき、ステアビルの維持管理に必要な経費に充てる。			○	1 団体	ステア管理規約	22,952,420	0	0	0	22,952,420	教育部 公民館
344	日本図書館協会負担金	日本図書館協会が発行する雑誌及び図書館に関する情報提供に対する負担金	日本図書館協会発行の「図書館雑誌」「日本の図書館」等の資料提供及び図書館に関する情報提供	年会費50,000円		○	1 団体	（公社）日本図書館協会定款	50,000	0	0	0	50,000	教育部 図書館
345	東京都市町村立図書館職員協議会負担金	東京都市町村立図書館職員の図書館大会及び職員研究会等に対する負担金	東京都市町村立図書館大会運営費及び講師謝礼等の助成	負担金11,500円		○	1 団体	東京都市町村立図書館長協議会規約	11,500	0	0	0	11,500	教育部 図書館
346	全国市議会議長会負担金（議会活動費）	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する方策の樹立 2 本会の意思を国会、政府その他の関係方面に反映させるための措置 3 地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、地方自治法に基づく内閣に対する意見の申出又は国会への意見書の提出 4 市議会の制度及び運営並びに都市行財政に関する調査研究 5 地方自治についての情報資料の収集作成及び配布 6 中央地方相互間の連絡 7 その他必要な事項 全国市議会議長会が主催、令和6年度フォーラムは盛岡市で行われテーマは「主権者教育の新たな展開」	均等割 261,000円 人口割 664,000円 フォーラム参加負担金 9,000円×2人	○	○	1 団体	全国市議会議長会会則及び同施行規則	943,000	0	0	0	943,000	議会事務局

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
347	関東市議会議員会負担金（議会活動費）	関東各市議会が協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究 2 都市の興隆発展に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 会員都市の議員の福利厚生・親善事業 5 前各号の実現を図るための必要な活動 6 その他必要な事項	各市負担金 25,000円 総会事務費負担金 12,000円 総会出席者負担金 7,000円×1人	○	○	1 団体	関東市議会議員会会則	44,000	0	0	0	44,000	議会事務局
348	東京都北多摩議長連絡協議会負担金	地方自治の本旨に則り、相互の連携のもとに各都市の発展を図ることを目的とする。	1 東京都市議会議員会への意見具申、提言等の処置 2 会員都市間の相互連携、情報交換及び資料の作成配布 3 南多摩市議会議員会及び西多摩地区議長会との相互連携、情報交換 4 その他必要な事項	1 市10,000円		○	1 団体	東京都北多摩議長連絡協議会会則	10,000	0	0	0	10,000	議会事務局
349	東京都市議会議員会負担金	地方自治の本旨に則り、相互の連携のもとに各都市の発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究立案 2 都市行政に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 本会の意思を関係方面に反映させるための措置 5 会員都市間の相互連携、情報交換及び資料の作成配布 6 会員都市の議員及び事務局職員研修 7 その他必要な事項	1 市120,000円		○	1 団体	東京都市議会議員会会則	120,000	0	0	0	120,000	議会事務局
350	三多摩上下水及び道路建設促進協議会負担金	三多摩地区の上下水道及び道路建設促進を図ることを目的とする。	1 三多摩地区の上下水道及び道路建設に関する調査研究 2 前号の調査研究の結果を実現するための必要な諸般の活動 3 その他会の目的達成に必要な事項	1 市40,000円		○	1 団体	三多摩上下水及び道路建設促進協議会規約	40,000	0	0	0	40,000	議会事務局
351	政務活動費	市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する。	西東京市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付している。	1 人月額20,000円	○	○	9 会派	西東京市議政務活動費の交付に関する条例	5,709,192	0	0	0	5,709,192	議会事務局

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
352	関東市議会議長会負担金（事務局運営管理費）	関東各市議会が協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究 2 都市の興隆発展に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 会員都市の議員の福利厚生・親善事業 5 前各号の実現を図るための必要な活動 6 その他必要な事項	総会出席者負担金 1人7,000円	○		1人	関東市議会議長会会則	7,000	0	0	0	7,000	議会事務局
353	全国都市問題会議出席者負担金（議会活動費）	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。	全国都市問題会議の開催・運営に係る費用を負担する。	会議出席者負担金 1人13,000円	○		1人	全国市議会議長会会則及び同施行規則	13,000	0	0	0	13,000	議会事務局
354	全国都市問題会議出席者負担金（事務局運営管理費）	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。	全国都市問題会議の開催・運営に係る費用を負担する。	会議出席者負担金 1人13,000円	○		1人	全国市議会議長会会則及び同施行規則	13,000	0	0	0	13,000	議会事務局
355	全国議事記録議事運営事務研修会負担金	地方議会会議録の品質向上並びに議事運営に関するスキルアップを図ることを目的とする。	地方議会会議録の品質向上並びに議事運営に関するスキルアップを図ることを目的とした研修への参加費用を負担する。	研修会参加費 1人15,000円	○		1人	全国議事記録議事運営事務研修会実施要領	15,000	0	0	0	15,000	議会事務局
356	全国市区選挙管理委員会連合会分担金	運営に要する経費は、負担金（分担金）等をもって充てられ、市区選挙管理委員会の業務の円滑な運営、選挙の管理執行及び選挙啓発等の改善研究を図る。	会員市区相互間及び支部相互間の連絡調整・機関誌その他選挙に関する図書及び資料の刊行・研究会、講習会等の開催に関すること等	（令和5年1月1日住基人口×17銭）＋均等割1市区19,000円 東京支部分担金 1市5,000円	○		1団体	全国市区選挙管理委員会連合会規約	58,200	0	0	0	58,200	選挙管理委員会事務局
357	東京都市選挙管理委員会連合会分担金	運営に要する経費は、各市の負担金及びその他の収入をもって充てられ、選挙の管理執行及び啓発宣伝に資すると共に会員相互の連携を密にし、もって会の充実を図る。	選挙に関する法規の調査研究・選挙及び啓発に関する情報の収集交換、相互間の連絡協力・会員及び事務局職員の研修に関すること等	（令和5年4月1日住基人口×10銭）＋均等割1市65,000円	○		1団体	東京都市選挙管理委員会連合会会則	85,100	0	0	0	85,100	選挙管理委員会事務局
358	東京都市明るい選挙推進協議会連合会負担金	運営に要する費用は、負担金及びその他の収入をもって充てられ、各市の明るい選挙の推進運動に協力し、会員相互の連絡調整をはかり選挙の明朗化の推進を図る。	明るい選挙推進に関する企画、研究、研修、調査、情報資料の収集及び配布に関すること等	1市5,000円 総合保障保険負担金8,960円	○		1団体	東京都市明るい選挙推進協議会連合会会則	13,960	0	0	0	13,960	選挙管理委員会事務局

令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
359	選挙運動費用公費負担金（市長選挙執行費）	国又は地方公共団体が選挙運動費用を負担して候補者の選挙運動を行うにあたり便宜を供与することで、候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	西東京市長選挙に立候補する候補者に対し、選挙運動用自動車の費用及びポスター作成費等について公費で負担すること。	選挙運動用自動車関連借上料 @16,100円×7日 燃料費 @7,700円×7日 運転費 @12,500円×7日 選挙運動用ピラ作成費 @7.73円×16,000枚 選挙運動用ポスター作成費 @1,923円×229枚 選挙運動用通常葉書郵送料 @63円×8,000枚	○		3人	公職選挙法第141条8項、143条15項 西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	3,844,069	0	0	0	3,844,069	選挙管理委員会事務局
360	選挙運動費用公費負担金（市議会議員補欠選挙執行費）	国又は地方公共団体が選挙運動費用を負担して候補者の選挙運動を行うにあたり便宜を供与することで、候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	西東京市議会議員選挙に立候補する候補者に対し、選挙運動用自動車の費用及びポスター作成費等について公費で負担すること。	選挙運動用自動車関連借上料 @16,100円×7日 燃料費 @7,700円×7日 運転費 @12,500円×7日 選挙運動用ピラ作成費 @7.73円×4,000枚 選挙運動用ポスター作成費 @1,923円×229枚 選挙運動用通常葉書郵送料 @63円×2,000枚	○		3人	公職選挙法第141条8項、143条15項 西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	2,252,449	0	0	0	2,252,449	選挙管理委員会事務局
361	候補者個人演説会公営施設使用公費負担金（衆議院議員選挙執行費）	国又は地方公共団体が選挙運動費用を負担して候補者の選挙運動を行うにあたり便宜を供与することで、候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	選挙運動のための個人演説会を開催する際に、公営施設を使用する場合は、その使用料は無料とする。（国または地方公共団体が負担）	使用する公営施設の使用料ただし ①候補者1人につき同一施設1回限り ②5時間以内	○		1人	公職選挙法第161条 公職選挙法第164条	17,720	0	0	0	17,720	選挙管理委員会事務局
362	マルチペイメント推進協議会負担金	代金等の支払について、顧客の利便性の向上、収納機関連の事務効率化を図り、以って新たな仕組みとしてマルチペイメントネットワークの使用に関する意見集約、普及及び利用促進策の展開を図ること等を目的とする。	1 日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）等からの諮問による、本ネットワークの使用及びサービス内容に関する意見具申 2 運営機構からの委嘱による、本ネットワークのシステム仕様の開示 3 本ネットワークの普及及び利用促進策の展開 4 その他本会の目的達成する為に必要な活動	特別会員となりマルチペイメントネットワークに参加するため、推進協議会で規定された会費を負担する。	○		1団体	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会定款及び会員規程	100,000	0	0	0	100,000	会計課
363	東京都市監査委員会負担金	東京都市監査委員相互の連けいを密にして、監査委員制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1 監査に関する調査、研究会及び発表並びに資料の交換 2 監査に関する研究会及び講演会の開催 3 監査委員の表彰 4 その他この会の目的達成に必要な事業	年会費29,000円	○		1団体	東京都市監査委員会規約	29,000	0	0	0	29,000	監査委員事務局

## 令和6年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和6年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
364	全国都市監査委員会負担金	全国都市監査委員相互の連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発達を図ること。	1 都市監査委員相互の意思のそ通及び連絡 2 監査委員制度に関し、関係官庁その他への陳情、請願及び意見の上申 3 監査に関する研修会、講演会の開催 4 監査に関する調査研究資料等の発表交換 5 その他必要なこと	年間費56,000円		○	1 団体	全国都市監査委員会会則	56,000	0	0	0	56,000	監査委員事務局
365	関東都市監査委員会負担金	関東都市監査委員相互の連絡と、監査委員制度の進歩発展を図ること。	1 監査に関する調査、研究の発表及び資料の交換 2 監査に関する研修会及び講演会の開催 3 監査委員の表彰 4 その他この会の目的達成に必要な事業	年間費17,000円		○	1 団体	関東都市監査委員会規約	17,000	0	0	0	17,000	監査委員事務局
366	北多摩地区農業委員会連合会負担金	農地法等の事務を行う行政委員会として、共通の問題を調査・研究することを目的とする。		市町村の農家個数及び農地面積の割合で決定する。		○	1 団体	北多摩地区農業委員会連合会規約	45,000	0	0	0	45,000	農業委員会事務局
367	東京都農業会議会費	農業及び農家に関し、広汎な業務を行う法人である農業会議の運営に関し、「賛助員制度」により運営することを目的とする。		東京都農業会議会則に従い区市町村賛助員協議会において、決定する。		○	1 団体	農業委員会等に関する法律	415,900	0	0	0	415,900	農業委員会事務局